

宮津市公報

平成21年4月1日
宮津市字柳縄手
345番地の1
宮津市総務室発行

目次

条 例

1 宮津市室設置条例の一部を改正する条例	1
2 宮津市個人情報保護条例の一部を改正する条例	2
3 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	2
4 宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	2
5 宮津市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例	3
6 宮津市雇用創出推進基金条例	3
7 宮津市介護保険条例の一部を改正する条例	4
8 世屋高原家族旅行村条例の一部を改正する条例	5
9 宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例	6
10 宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例	7
11 宮津市市税条例等の一部を改正する条例	7
12 宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	10

規 則

1 宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	11
2 宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則	11
3 宮津市庁舎管理規則の一部を改正する規則	14
4 宮津市公印規則の一部を改正する規則	14
5 宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	15
6 宮津市財務規則の一部を改正する規則	15
7 宮津市福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則	16
8 宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則	16
9 宮津市消防団規則の一部を改正する規則	16
10 宮津市水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則	17

告 示

10 平成20年度補正予算の要領	17
10-1 宮津市公印の電子印の作成	18
11 宮津市定額給付金支給要綱	18
12 宮津市子育て応援特別手当支給要綱	20
13 市道路線の区域決定	21
14 市道路線の供用開始	21
15 認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更	21
16 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧	22
17 宮津市下水道排水設備指定工事業者の異動	22
18 市道路線の区域変更	22
19 市道路線の供用開始	23
20 市道路線の認定告示の一部を改正する告示	23
21 市道路線の区域変更	23
22 市道路線の供用開始	23
23 平成20年度補正予算の要領	24
24 宮津市福祉センターの利用料金の承認	30

25 宮津市デイサービスセンター松寿園の利用料金の承認	31
26 宮津市デイサービスセンターはまなす苑の利用料金の承認	32
27 宮津市林業振興センターの利用料金の承認	32
28 宮津市大江山バンガロー村の利用料金の承認	33
29 宮津市海洋つり場の利用料金の承認	33
30 世屋高原家族旅行村の利用料金の承認	33
31 宮津市大江山スキー場リフトの利用料金の承認	34
32 宮津市天橋立ユース・ホステルの利用料金の承認	35
33 宮津市ぶらりんぐセンター自転車の利用料金の承認	35
34 宮津運動公園の利用料金の承認	35
35 宮津会館の利用料金の承認	36
36 宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱	40
37 宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱	40
38 宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	40
39 宮津市浄化槽維持管理費補助金交付要綱	41
40 宮津市霊きゅう自動車利用補助金交付要綱を廃止する要綱	42
41 社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱	42
42 自治会集会施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	43
43 宮津市創業等支援資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱	43
44 宮津市中小企業緊急資金利子補給金交付要綱	43
45 宮津市新産業等創出奨励事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱	44
46 つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱	44
47 宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱	45
48 宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱	47
49 宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	48
50 天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務委託	48
51 宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び 収納の事務委託	48
52 宮津市指定ごみ袋の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	49
53 宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務委託	49
54 し尿くみ取り券並びに大型ごみ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収 及び収納の事務委託	49
55 犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務委託	49
56 宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務委託	49
57 宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務委託	50
58 宮津市菅天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	50
59 宮津市菅宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務委託	50
60 予防接種法に基づく定期の予防接種の実施	50
61 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	51
62 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	52
63 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	52
64 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	52
65 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	52
66 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	52
67 固定資産の価格等の登録	53
68 宮津市公印の電子印の作成	53
69 宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の一部を改 正する規約	53
69-1 会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任に関する告示の一部を改正する告 示	54

訓 令

1 宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程	57
2 宮津市役所庁舎防火管理規程の一部を改正する規程	58
3 宮津市公用自動車等管理規程の一部を改正する規程	59
4 宮津市囑託職員取扱要領の一部を改正する要領	59
5 臨時職員取扱要領の一部を改正する要領	60
6 宮津市職員の時差勤務に関する規程の一部を改正する規程	60
7 宮津市災害対策本部規程の一部を改正する規程	61
8 宮津市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する規程	63

公 告

5 公示送達	64
6 地籍調査に係る地図及び簿冊の閲覧	64
7 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	64
8 漂流物の引渡し	65
8-1 都市計画事業の図書の写しの縦覧	65
9 公共下水道受益者負担金の賦課対象区域の決定	65

水 道 企 業

《告 示》

5 宮津市指定給水装置工事事業者の指定	65
6 宮津市指定給水装置工事事業者の変更	66
7 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	66
8 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	66
9 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	66
10 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	67
11 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	67
12 水道使用料金等の徴収及び収納の事務委託	67

《規 程》

1 宮津市上下水道室処務規程の一部を改正する規程	67
--------------------------	----

議 会

《告 示》

1 宮津市議会公印規程の一部を改正する規程	68
-----------------------	----

教 育 委 員 会

《規 則》

1 宮津市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則	68
---------------------------	----

《告 示》

4 宮津市教育委員会定例会の招集	68
5 宮津市教育委員会臨時会の召集	69
6 みやづ歴史の館文化ホールの利用料金の承認	69
7 みやづ歴史の館の利用料金の承認	69
8 重要文化財旧三上家住宅の利用料金の承認	73
9 宮津市民体育館の利用料金の承認	74
10 宮津市中央公民館の利用料金の承認	75

《訓 令》

- 1 宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規定 78
2 宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程 80

選挙管理委員会**《告 示》**

- 3 宮津市条例の制定等の請求に要する有権者総数の50分の1の数 81
4 宮津市議会の解散等の請求に要する有権者総数の3分の1の数 81
5 合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数 81
6 宮津市農業委員会の選挙された委員の解任の請求に要する農業委員会委員の選挙権を有する者の2分の1の数 81

公平委員会**《規 則》**

- 1 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 82

農業委員会**《告 示》**

- 3 宮津市農業委員会総会の招集 82

条 例

宮津市室設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第1号

宮津市室設置条例の一部を改正する条例

宮津市室設置条例（平成18年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中 「企画財政室」を「企画環境室」に、「環境保健室」を「健康福祉室」に改める。
「地域振興室」を「財務室」に、「福祉室」を「健康福祉室」に改める。

第2条を次のように改める。

（分掌）

第2条 室の分掌する事務は、次のとおりとする。

総務室

- (1) 法規及び文書に関すること。
- (2) 職員に関すること。
- (3) 広報広聴及び国際交流に関すること。
- (4) 消防及び防災に関すること。

企画環境室

- (1) 市政の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 行政改革に関すること。
- (3) 市民協働に関すること。
- (4) 環境政策に関すること。
- (5) 起業及び企業立地に関すること。

財務室

- (1) 財政に関すること。
- (2) 財産管理に関すること。
- (3) 市税に関すること。

市民室

- (1) 住民基本台帳、戸籍等に関すること。
- (2) 国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金等に関すること。
- (3) 人権政策に関すること。
- (4) 生活衛生に関すること。

健康福祉室

- (1) 社会福祉に関すること。
- (2) 健康増進に関すること。
- (3) 地域医療に関すること。
- (4) 介護保険に関すること。

産業振興室

- (1) 産業政策に関すること。
- (2) 商工業及び観光に関すること。
- (3) 農林業及び水産業に関すること。

建設室

- (1) 道路、河川等に関すること。
- (2) 都市計画及び景観に関すること。
- (3) 住宅及び建築に関すること。

上下水道室

- (1) 水道に関すること。
- (2) 下水道に関すること。
- (3) 水洗化に関すること。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第2号

宮津市個人情報保護条例の一部を改正する条例

宮津市個人情報保護条例(平成14年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第26条第1項第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 統計法(平成19年法律第53号)第2条第6項に規定する基幹統計調査及び同条第7項に規定する一般統計調査に係る調査票情報(同条第11項に規定する調査票情報をいう。次号において同じ。)に含まれる個人情報その他の同法第52条第1項に規定する個人情報
- (2) 統計法第24条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査に係る調査票情報に含まれる個人情報

第26条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第3号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第2項中「16時間」を「15時間30分」に、「32時間」を「31時間」に改める。

第3条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

第5条中「4時間を」を「半日勤務時間(第3条第2項に規定する勤務時間の2分の1に相当する勤務時間として規則で定める勤務時間をいう。以下同じ。)を」に、「4時間の勤務時間」を「半日勤務時間」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 削除

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第4号

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

宮津市一般職職員の給与に関する条例(昭和30年条例第27号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「8時間」を「7時間45分」に改める。

附則第7項中「平成21年3月31日」を「平成22年3月31日」に改める。

附則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例をここに公布する。

平成21年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第5号

宮津市介護従事者処遇改善臨時特例基金条例

(設置)

第1条 介護従事者の処遇改善を図ることを目的とする平成21年度の介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、宮津市介護従事者処遇改善臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金は、本市が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金をもって積み立て、その額は、介護保険事業特別会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、これを処分することができる。

(1) 平成21年度の介護報酬の改定に伴う第1号被保険者の介護保険料の増加額を軽減するための財源に充てるとき。

(2) 前号の介護保険料の増加額の軽減に係る広報啓発、介護保険料の賦課及び徴収に係る情報処理システムの整備に要する費用その他の当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費の財源に充てるとき。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、基金の残額を介護保険事業特別会計歳入歳出予算に計上し、国庫に納付するものとする。

* * *

宮津市雇用創出推進基金条例をここに公布する。

平成21年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第6号

宮津市雇用創出推進基金条例

(設置)

第1条 本市の雇用の創出等を推進するため、宮津市雇用創出推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、确实かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用収益の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第7号

宮津市介護保険条例の一部を改正する条例

宮津市介護保険条例(平成12年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第3条中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改め、同条第1号中「22,250円」を「23,420円」に改め、同号ウ中「又は第7号イ」を「、第7号イ、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第2号中「29,670円」を「26,020円」に改め、同号イ中「又は第7号イ」を「、第7号イ、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第3号中「37,080円」を「39,030円」に改め、同号イ中「又は第5号イ」を「、第5号イ」に、「又は第7号イ」を「、第7号イ、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第4号中「49,440円」を「52,040円」に改め、同号イ中「又は第6号イ又は第7号イ」を「、第6号イ、第7号イ、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第5号中「61,800円」を「59,840円」に改め、同号ア中「200万円」を「125万円」に改め、同号イ中「又は第7号イ」を「、第7号イ、第8号イ又は第9号イ」に改め、同条第8号中「89,000円」を「104,070円」に改め、同号を同条第10号とし、同条第7号中「84,050円」を「91,600円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同条第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 次のいずれかに該当する者 96,260円

ア 合計所得金額が500万円以上650万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第6号中「76,640円」を「83,260円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第9号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 次のいずれかに該当する者 67,650円

ア 合計所得金額が125万円以上200万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第1号ア（ア）に係る部分を除く。）次号イ、第8号イ又は第9号イに該当するものを除く。）

附則に次の2条を加える。

（平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率の特例）

第8条 令附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する第1号被保険者の平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、第3条の規定にかかわらず、44,230円とする。

第9条 平成21年度から平成23年度までの各年度における保険料率は、第3条及び前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 第3条第1号に掲げる者 23,130円

(2) 第3条第2号に掲げる者 25,700円

(3) 第3条第3号に掲げる者 38,540円

(4) 令附則第11条第1項及び第2項（同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。）に規定する者 43,680円

(5) 第3条第4号に掲げる者 51,390円

(6) 第3条第5号に掲げる者 59,090円

(7) 第3条第6号に掲げる者 66,800円

(8) 第3条第7号に掲げる者 82,220円

(9) 第3条第8号に掲げる者 89,920円

(10) 第3条第9号に掲げる者 95,060円

(11) 第3条第10号に掲げる者 102,770円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第3条の規定は、平成21年度以後の年度分の保険料から適用し、平成20年度分までの保険料については、なお従前の例による。

* * *

世屋高原家族旅行村条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第8号

世屋高原家族旅行村条例の一部を改正する条例

世屋高原家族旅行村条例（平成17年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表1 施設利用料金の上限の額の項の表中

「

を

」

「

に改める。

」

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月18日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第9号

宮津市営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例

宮津市営住宅等設置及び管理条例（平成9年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「及び第3号」を「、第3号及び第5号」に改め、「にあっては第3号」の次に「及び第5号」を加え、同項に次の1号を加える。

(5) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

第5条第2項中「及び第4号」を「から第5号まで」に改める。

第6条第2項中「及び第3号」を「、第3号及び第5号」に改める。

第11条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の規定により同居させようとする者が暴力団員である場合は、同項の承認をしないものとする。

第12条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 市長は、前項の承認を得ようとする者又はその者と現に同居している者が暴力団員である場合は、同項の承認をしないものとする。

第41条第1項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 暴力団員であることが判明したとき（同居者が暴力団員であることが判明したときを含む。）。

第41条第4項中「第5号」を「第6号」に改め、同条第5項中「第6号」を「第7号」に改める。

第51条第1項中「第5条第1項」の次に「（第4号及び第5号を除く。）」を加える。

第53条中「第11条第1項」の次に「及び第2項」を、「第12条第1項」の次に「及び第2項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第55条第4号中「第5号」を「第6号」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第10号

宮津市議会委員会条例の一部を改正する条例

宮津市議会委員会条例（平成3年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中「総務委員会」を「総務文教委員会」に、「企画財政室、地域振興室、市民室及び出納管理室」を「企画環境室、財務室、出納管理室及び教育委員会」に、「厚生文教委員会」を「厚生委員会」に、「環境保健室、福祉室及び教育委員会」を「市民室及び健康福祉室」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の宮津市議会委員会条例（以下「旧条例」という。）第2条の総務委員会、厚生文教委員会及び産業建設委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれこの条例による改正後の宮津市議会委員会条例（以下「新条例」という。）第2条の総務文教委員会、厚生委員会及び産業建設委員会の委員長、副委員長及び委員に選任された者とみなし、その任期は旧条例の規定に基づく常任委員会の委員長、副委員長及び委員のそれぞれの残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例の規定に基づく常任委員会で審査され、又は調査されている事件は、新条例の規定に基づき当該事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。

* * *

宮津市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市条例第11号

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

（宮津市市税条例の一部改正）

第1条 宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第37条の2第4項中「第5号の5様式」の次に「、第5号の5の2様式」を加える。

第40条第1項中「若しくは第2項」を削る。

第50条の2第2項を削り、同条第3項中「第1項の特別徴収対象年金所得者」を「前項の特別徴収対象年金所得者」に改め、同項を同条第2項とする。

第50条の3中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」を削る。

第50条の5第1項中「（同条第2項の規定により当該年金所得に係る特別徴収税額に加算した所得割額がある場合にあっては、当該所得割額を控除した額）」を削り、同条第2項中「及び同条第2項」を削り、「同条第3項」を「同条第2項」に改め、同条第3項中「（同条第2項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収する場合にあっては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）」とあるのは

「(同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。)」を「前条第1項」とあるのは「第50条の5第1項」に改める。

第57条第6項中「同項第2号」を「同項第1号」に改め、同条第7項中「第10条の2の9」を「第10条の2の10」に改める。

第58条の2中「第348条第2項第9号」の次に「、第9号の2」を加え、「公益社団法人若しくは公益財団法人、公的医療機関の開設者若しくは令第49条の10に規定する医療法人」を「医療法(昭和23年法律第205号)第31条の公的医療機関の開設者、令第49条の10第1項に規定する医療法人、公益社団法人若しくは公益財団法人、一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下この条において同じ。))に該当するものに限る。)若しくは一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)、社会福祉法人、独立行政法人労働者健康福祉機構、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会若しくは国家公務員共済組合若しくは国家公務員共済組合連合会」に改める。

第58条の4の次に次の1条を加える。

第58条の5 法第348条第2項第11号の5の固定資産について同項本文の規定を受けようとする者は、土地については第1号に、家屋については第2号及び第3号に、償却資産については第4号及び第5号に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。この場合において、当該固定資産が社会医療法人の所有に属しないものである場合においては、当該固定資産を社会医療法人に無料で使用させていることを証明する書面を添付しなければならない。

- (1) 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (3) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期
- (4) 償却資産の所在、種類及び数量並びにその用途
- (5) 直接救急医療等確保事業に係る業務の用に供し始めた時期

第59条中「、第11号の4」を「から第11号の5まで」に改める。

第93条第2項中「民法」の次に「(明治29年法律第89号)」を加える。

附則第5条第2項第2号中「前条第1項」を「前条」に改める。

附則第6条の3第2項中「同法第41条第1項の規定による地方公共団体の」を「令附則第12条第21項第2号に規定する」に改め、同条第5項中「第7条第7項各号」を「第7条第8項各号」に改め、同条第6項中「第7条第8項各号」を「第7条第9項各号」に改める。

附則第6条の4を削る。

附則第7条の見出し中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改める。

附則第7条の2の見出しを「(平成22年度又は平成23年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成19年度分」を「平成22年度分」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改め、同条第2項中「平成19年度適用土地」を「平成22年度適用土地」に、「平成19年度類似適用土地」を「平成22年度類似適用土地」に、「平成20年度分」を「平成23年度分」に改める。

附則第7条の3を削る。

附則第8条の前の見出し及び同条中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改める。

附則第8条の2を削る。

附則第8条の3中「(平成18年法律第7号)附則第15条第1項」を「(平成21年法律第9号)附則第9条」に、「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改め、同条を附則第8条の2とする。

附則第9条の前の見出し及び同条中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改める。

附則第9条の2を削る。

附則第11条の2第1項中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改め、

同条第2項中「平成21年3月31日」を「平成24年3月31日」に改める。

附則第12条の4第3項第2号中「第35条の6第1項前段」を「第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第12条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第13条第3項第2号中「第35条の6第1項前段」を「第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第13条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第13条の2第1項及び第2項中「平成21年度」を「平成26年度」に改める。

附則第14条第5項第2号中「第35条の6第1項前段」を「第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第14条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める。

附則第15条第2項2号中「第35条の6第1項前段」を「第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第15条の7第2項第2号中「第35条の6第1項前段」を「第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の7第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める。

附則第15条の7の3第2項第2号中「第35条の6第1項前段」を「第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の7の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」に改め、同条第5項第2号中「第35条の6第1項前段」を「第35条の6第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第15条の7の3第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」に改める。

附則第16条の前の見出し及び同条第1項から第4項までの規定中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改め、同項中「この項において」を削り、同条第5項及び第6項中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改める。

附則第16条の2中「(平成18年法律第7号)附則第15条第1項」を「(平成21年法律第9号)附則第9条」に、「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改める。

附則第17条(見出しを含む。)中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改める。

附則第17条の2の見出し中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に改める。

附則第18条中「第34項、第37項、第38項、第40項、第41項、第45項、第53項から第59項まで若しくは第61項」を「第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第49項から第55項まで若しくは第57項」に改める。

第2条 宮津市市税条例の一部を次のように改正する。

附則第6条の3第6項中「第7条第9項各号」を「第7条第10項各号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「第7条第8項各号」を「第7条第9項各号」に改め、同項を同条第6項とし、同条第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 法附則第15条の7第1項又は第2項の住宅について、これらの規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第2項に規定する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

(3) 家屋の建築年月日、登記年月日及び当該家屋を居住の用に供した年月日

(4) 当該年度の初日の属する年の1月31日を経過した後に申告書を提出する場合には、同日までに提出することができなかつた理由

(宮津市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 宮津市市税条例の一部を改正する条例(平成20年条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第1条第1号中「次条第22項及び第23項」を「次条第20項及び第21項」に改め、同条第3号中「第16項」を「第14項」に改め、同条第4号中「次条第17項から第21項」を「次条第15項から第19項」に改める。

附則第2条第9項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同条第12項中「(次項及び第15項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)」を削り、同条中第13項を削り、第14項を第13項とし、第15項を削り、第16項を第14項とし、第17項を第15項とし、同条第18項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に、「平成20年改正令附則第7条第11項」を「地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成20年政令第152号)附則第7条第10項」に、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額」を「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第15条第2項の規定により読み替えて適用される新条例第35条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)」の100分の1.8」に改め、同項各号を削り、同項を同条第16項とし、同条第19項中「第2条第18項」を「第2条第16項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項中「第18項」を「第16項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項中「第18項」を「第16項」に改め、同項を同条第19項とし、同条第22項を同条第20項とし、同条第23項中「平成22年12月31日」を「平成23年12月31日」に改め、同項を同条第21項とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の規定及び次条第3項の規定 平成21年6月4日

(2) 第1条中宮津市市税条例第57条第6項の改正規定 農地法等の一部を改正する法律(平成21年法律第57号)の施行の日

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の宮津市市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、平成21年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成20年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第6条の3第2項の規定は、平成21年4月1日(以下「施行日」という。)以後に新築された同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に新築された第1条の規定による改正前の宮津市市税条例附則第6条の3第2項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の宮津市市税条例附則第6条の3第2項の規定は、平成21年6月4日以後に新築された同項に規定する住宅に対して課すべき平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

* * *

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市条例第12号

宮津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

宮津市国民健康保険税条例(昭和29年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第4項ただし書中「90,000円」を「100,000円」に改める。

第13条第1項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条」に改める。

第23条第1項中「90,000円」を「100,000円」に改め、同条第2項を削る。

附則第2項及び第3項、附則第5項、附則第8項並びに附則第10項から第12項までの規定中「第23条第1項」を「第23条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第2条第4項及び第23条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

規 則

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月10日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第1号

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則(平成6年規則第23号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

(部会)

第5条の2 会長が必要と認めるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に部会長を置き、部会に属する委員及び部会長は、会長が指名する。

別表電化製品、ガス・石油機器類の部アの款を削る。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第2号

宮津市事務分掌規則の一部を改正する規則

宮津市事務分掌規則(平成18年規則第15号)の一部を次のように改正する。

第2条の表を次のように改める。

室	係
総務室	行政係 職員係 秘書広報係 消防防災係
企画環境室	企画係 地域振興係
財務室	予算係 管財契約係 市民税係 資産税係 収納係
市民室	市民窓口係 人権啓発係 国保年金係 生活衛生係
健康福祉室	地域福祉係 介護保険係 介護予防係 児童福祉係 障害福祉係 保護係 健康増進係

産業振興室	産業政策係 商工観光係 農林水産係 基盤整備係
建設室	監理係 土木係 まち景観係 建築住宅係
上下水道室	管理調整係 水道整備係 浄水係 下水道整備係 水洗化推進係

第4条第2項中「指揮監督する」の次に「とともに、困難な事務を処理する」を加える。

第7条行政係の項第10号中「指定統計」を「基幹統計」に改める。

第8条及び第9条を次のように改める。

(企画環境室の分掌事務)

第8条 企画環境室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画係

- (1) 市政の総合的な企画及び調整に関すること。
- (2) 総合計画に関すること。
- (3) 広域行政に関すること。
- (4) 行政改革に関すること。
- (5) 市民協働のまちづくりに関すること。
- (6) 世界遺産登録の推進に関すること。
- (7) 地域の鉄道、バス等公共交通に関すること。
- (8) 海上交通に関すること。
- (9) 地域情報化の推進に関すること。
- (10) 室の庶務に関すること。

地域振興係

- (1) 自然環境の保全及び新エネルギーに関すること。
- (2) エコタウン構想の推進に関すること。
- (3) 資源型ごみ処理施設の整備に関すること。
- (4) 浜町地区及び周辺の整備に関すること。
- (5) 企業誘致及び新産業の創出に関すること。

(財務室の分掌事務)

第9条 財務室の分掌事務は、次のとおりとする。

予算係

- (1) 予算の総合編成に関すること。
- (2) 予算の配当及び支出負担行為に関すること。
- (3) 財政計画に関すること。
- (4) 公債及び一時借入金に関すること。
- (5) 財政状況の公表に関すること。
- (6) 予算執行状況の調査に関すること。
- (7) 予備費使用に関すること。
- (8) 物品の購入に関すること。
- (9) その他財政に関すること。
- (10) 室の庶務に関すること。

管財契約係

- (1) 公有財産の取得及び処分に関すること。
- (2) 公有財産の統括に関すること。
- (3) 基金に関すること。
- (4) 他室の所管に属さない土地建物の管理に関すること。
- (5) 市有物件災害共済、自動車損害賠償責任保険等に関すること。
- (6) 丹後地区土地開発公社との連絡調整に関すること。
- (7) 公用自動車の安全及び整備に関すること。

(8) 共用車の運行管理に関する事。

(9) 契約事務の総括に関する事。

市民税係

(1) 市民税及び府民税の賦課に関する事。

(2) 軽自動車税の賦課に関する事。

(3) 市たばこ税に関する事。

(4) 入湯税に関する事。

(5) 固定資産評価審査委員会に関する事。

資産税係

(1) 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。

(2) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。

収納係

(1) 市税、府民税、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の徴収に関する事。

(2) 徴収金の滞納処分及び欠損処分に関する事。

(3) 徴収金の徴収嘱託及び受託に関する事。

(4) 納税の指導及び奨励に関する事。

(5) 徴収金の滞納対策の総括に関する事。

第10条中市民税係の項を次のように改める。

生活衛生係

(1) 墓地及び火葬場に関する事。

(2) 公衆便所の維持管理に関する事。

(3) 動物の愛護及び管理に関する事。

(4) 生活環境の保全に関する事。

(5) 一般廃棄物の処理計画に関する事。

(6) 一般廃棄物の収集及び運搬に関する事。

(7) 一般廃棄物の処分に関する事。

(8) 廃棄物処理施設の維持管理に関する事。

第10条資産税係の項及び収納係の項を削る。

第11条を削る。

第12条（見出しを含む。）中「福祉室」を「健康福祉室」に改め、同条地域福祉係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り上げ、同条に次の1項を加え、同条を第11条とする。

健康増進係

(1) 地域医療に関する事。

(2) 休日応急診療所に関する事。

(3) 予防接種に関する事。

(4) 母子保健に関する事。

(5) 健康診査及び保健指導に関する事。

(6) 栄養改善に関する事。

第13条産業政策係の項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条を第12条とする。

第14条監理係の項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条事業推進係の項を削り、同条土木係の項中第3号を第5号とし、第2号を第4号とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

(1) 市道の認定及び市管理河川の指定並びにその変更及び廃止に関する事。

(2) 市道の使用、占用、一時掘削、通行制限等に関する事。

第14条土木係の項に次の1号を加える。

(6) 国府等関連事業の促進及び総合調整に関すること。

第14条都市整備係の項中「都市整備係」を「まち景観係」に改め、同項第1号中「の企画、決定、変更及び調整」を削り、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第8号までを1号ずつ繰上げ、第9号を削り、第10号を第8号とし、同項に次の3号を加える。

(9) 地価公示法（昭和44年法律第49号）に関すること。

(10) 法定外公共物に関すること。

(11) 地籍調査に関すること。

第14条建築住宅係の項第4号中「及び調査」を「、調査等」に改め、同条を第13条とする。

第15条管理調整係の項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を削り、第7号を第5号とし、第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、同条に次の1項を加え、同条を第14条とする。

水洗化推進係

- (1) 水洗化の推進に関すること。
- (2) 水洗便所改造資金の融資あっせんに関すること。
- (3) 浄化槽の設置等に関すること。
- (4) 下水道投入型し尿処理施設の整備に関すること。

第16条を第15条とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市庁舎管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第3号

宮津市庁舎管理規則の一部を改正する規則

宮津市庁舎管理規則（平成9年規則第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2号中「企画財政室」を「企画環境室」に改め、同表第3号中「地域振興室」を「財務室」に改め、同表第5号を削り、同表第6号中「福祉室」を「健康福祉室」に改め、同号を同表第5号とし、同表第7号から第16号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第4号

宮津市公印規則の一部を改正する規則

宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）の一部を次のように改正する。

「別表中」を「に、」

「」を「に、」

「
を
」

に改め、同表福祉事務所印の項及び福祉事務所長印の項中「福祉室」を「健康福祉室」

に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第5号

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

宮津市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第2項第3号中「16時間」を「15時間30分」に改める。

第4条第2項中「4時間の勤務時間」を「半日勤務時間」に改め、同条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第5条の規則で定める勤務時間は、3時間30分を下回らず4時間15分を超えない時間(条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)においては、2時間を下回らず4時間15分を超えない時間で、任命権者が定める時間。以下「半日勤務時間」という。)とする。

第5条第1項中「午後0時15分」を「正午」に、「45分間」を「1時間」に改める。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

第9条第1項中「(条例第2条第2項に規定する職員をいう。以下同じ。)」を削り、「160時間」を「155時間」に、「40時間」を「38時間45分」に改め、同条第9項中「又は半日(再任用短時間勤務職員にあっては、1日)」を削る。

第12条第4項中「4時間」を「半日勤務時間」に改める。

別表第3第5号中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第3第5号の改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前から引き続き在職する職員であって、施行日の前日における年次有給休暇の残日数に半日の端数があるものの施行日以後の平成21年における年次有給休暇の日数については、同年1月1日から施行日の前日までの間の半日の年次有給休暇の使用を4時間の年次有給休暇の使用とみなして得られる同日における年次有給休暇の残日数とする。

* * *

宮津市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第6号

宮津市財務規則の一部を改正する規則

宮津市財務規則（昭和40年規則第13号）の一部を次のように改正する。

本則中「企画財政室長」を「財務室長」に改める。

第6条中「企画財政室財政所管副室長」を「財務室財政所管副室長」に、「企画財政室管財所管副室長」を「財務室管財所管副室長」に改める。

第112条に次の1項を加える。

5 契約権者は、施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札を行おうとするときにおいて、同条第2項の規定を適用しようとするときは、第1項の規定を準用する。

第115条中「第105条」の次に「(ただし書を除く。)」を加える。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第7号

宮津市福祉事務所設置条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市福祉事務所設置条例施行規則（平成6年規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条中「福祉室」を「健康福祉室」に改める。

第3条第1項中「福祉室長」を「健康福祉室長」に改め、同条第2項中「福祉室」を「健康福祉室」に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第8号

宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市営住宅等設置及び管理条例施行規則（平成7年規則第11号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

第8条中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第9号

宮津市消防団規則の一部を改正する規則

宮津市消防団規則（昭和29年規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

養老分団				1	2	9	15	45	72	養老地区
日ヶ谷分団				1	1	3	3	5	13	日ヶ谷地区
計	1	3	1	13	15	47	85	345	510	

を

養老分団				1	2	8	13	61	85	養老地区及び日ヶ谷地区
計	1	3	1	12	14	43	80	356	510	

に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市規則第10号

宮津市水道事業管理者に対する事務委任規則の一部を改正する規則

宮津市水道事業管理者に対する事務委任規則(平成4年規則第12号)の一部を次のように改正する。
第2条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 専用水道に関すること。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

告 示

宮津市告示第10号

平成21年3月宮津市議会定例会において議決された平成20年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成21年3月4日

宮津市長 井上正嗣

平成20年度宮津市一般会計補正予算(第5号)

1 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金	739,062	367,320	1,106,382
2 国庫補助金	148,670	367,320	515,990
歳 入 合 計	10,747,806	367,320	11,115,126

歳 出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	1,774,387	355,600	2,129,987
1 総務管理費	1,565,924	355,600	1,921,524
3 民生費	2,531,002	11,720	2,542,722
2 児童福祉費	781,611	11,720	793,331
歳 出 合 計	10,747,806	367,320	11,115,126

2 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
---	---	-----	----

2 総務費	1 総務管理費	定額給付金給付事業	351,000
3 民生費	2 児童福祉費	子育て応援特別手当支給事業	11,642

* * *

宮津市告示第10 - 1号

宮津市公印のうち市長印凸版の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成21年3月13日

宮津市長 井上正嗣

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<略>	市長印凸版 市長名をもって発する文書 （定額給付金給付決定通知書） （子育て応援特別手当支給決定通知書）	平成21年3月16日

* * *

宮津市告示第11号

宮津市定額給付金支給要綱を次のように定める。

平成21年3月16日

宮津市長 井上正嗣

宮津市定額給付金支給要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、現在の景気後退下において市民への生活支援を行い、及び地域経済の活性化を図るため、広く市民に対して定額給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて必要な事項を定めるものとする。

（支給対象者）

第2条 給付金の支給対象者は、平成21年2月1日（以下「基準日」という。）において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者（基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定により住民票を削除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて本市の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。）

(2) 本市の外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者

イ 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める在留資格を有して在留する者（基準日以前の出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。）

（給付金の額等）

第3条 給付金の額は、支給対象者1人につき12,000円とする。ただし、昭和19年2月2日以前に生まれた者及び平成2年2月2日以後に生まれた者については、1人につき20,000円とする。

2 給付金は、世帯ごとに支給するものとする。ただし、前条第2号に掲げる者に係る給付金については、この限りでない。

（支給申請者）

第4条 給付金の支給を申請することができる者は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

(1) 第2条第1号に掲げる者に係る給付金 その者の属する世帯の世帯主(世帯主が基準日以後に死亡した場合において、当該世帯主と同一の世帯に属する者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主となった者(これにより難い場合は、同一の世帯に属する者等の中から選ばれた者))

(2) 第2条第2号に掲げる者に係る給付金 本人(その者が基準日以後に死亡した場合は、住民基本台帳又は外国人登録原票において、当該死亡した者の居住地と同一の場所を住所又は居住地とし、かつ、生計を一にしていた者の中から選ばれた者)

(支給申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市が給付金の支給申請の受付を開始した日から起算して6月以内に、宮津市定額給付金支給申請書(以下「申請書」という。)に給付金の振込を指定する金融機関の口座が確認できる書類の写しを添付して、市長に提出しなければならない。

2 既に本市が保有している金融機関の口座情報との照合により、口座確認を行うことを申請者が同意した場合は、前項の書類の写しの添付を省略することができる。

3 第8条ただし書の規定により現金により給付金の支給を受けようとする場合は、公的機関が発行する身分を証明することができる書類の写しを添付しなければならない。

(代理による申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 申請者と同一の世帯に属する者(第2条第2号に掲げる者で、住民基本台帳上において申請者と同一の世帯に属するものではないが、申請者と同一の場所を居住地とし、かつ、生計を一にしているものを含む。)

(2) 申請者の法定代理人

(3) 民生委員、自治会長、親類その他日常的に申請者の身の回りの世話をしている者で、市長が特に認めるもの

2 代理人が申請を行う場合は、当該代理人は申請書に加え、原則として次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 委任状(申請書への委任欄への記載を含む。)

(2) 公的機関が発行する身分を証明することができる書類の写し

(支給決定)

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに、申請者(代理による申請の場合は代理人)に通知するものとする。

(支給方法)

第8条 給付金の支給は、申請者の指定する金融機関口座への振込により行うものとする。ただし、振込による支給が困難であると認められる場合に限り、現金により支給することができる。

(給付金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為によって給付金の支給を受けた者があるときは、給付金の返還を請求することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第10条 給付金の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第12号

宮津市子育て応援特別手当支給要綱を次のように定める。

平成21年3月16日

宮津市長 井上正嗣

宮津市子育て応援特別手当支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、現在の厳しい経済情勢において、多子世帯の幼児教育期における子育てを支援するため、幼児教育期にある第2子以降の児童がいる世帯の世帯主に対して子育て応援特別手当(以下「手当」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 手当の支給対象者は、平成21年2月1日(以下「基準日」という。)において、次条に規定する支給対象児童の属する世帯の世帯主とする。ただし、世帯主が基準日後に死亡した場合において、当該死亡した世帯主と同一の世帯に属する者がいるときは、その中から新たに当該世帯の世帯主になった者(これにより難しい場合は、当該死亡した者と同一の世帯に属する者等の中から選ばれた者)とする。

(支給対象児童)

第3条 手当の支給対象となる児童(以下「支給対象児童」という。)は、同一の世帯に属し、又は世帯主若しくは世帯主以外の者に扶養されている平成2年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者のうち、平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた第2子以降の者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 本市の住民基本台帳に記録されている者

(2) 本市の外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げるもの

ア 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱したものの等の出入国に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

イ 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める在留資格を有して在留する者(基準日において在留資格を有することなく在留することができる者を含み、短期滞在の在留資格で在留する者を除く。)

(手当の額)

第4条 手当の額は、支給対象児童1人につき36,000円とする。

(支給申請)

第5条 手当の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、市が手当の支給申請の受付を開始した日から起算して6月以内に、宮津市子育て応援特別手当申請書(以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 公的機関が発行する身分を証明することができる書類の写し

(2) 手当の振込を指定する金融機関の口座が確認できる書類の写し

2 既に本市が保有している金融機関の口座情報との照合により、口座確認を行うことを申請者が同意した場合は、前項各号の書類の添付を省略することができる。

3 第8条ただし書の規定により現金により手当を支給する場合は、前項第2号の書類の添付を省略することができる。

(代理による申請)

第6条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 申請者と同一の世帯に属する者

(2) 申請者の法定代理人

(3) 民生委員、自治会長、親類その他日常的に申請者の身の回りの世話をしている者で、市長が特に認めるもの

2 代理人が申請を行う場合は、当該代理人は申請書に加え、原則として次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）
 (2) 公的機関が発行する身分を証明することができる書類の写し
 （支給決定）

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、支給の適否を決定するとともに、申請者（代理による申請の場合は代理人）に通知するものとする。

（支給方法）

第8条 手当の支給は、申請者の指定する金融機関口座への振込により行うものとする。ただし、振込による支給が困難であると認められる場合に限り、現金により支給することができる。

（手当の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正の行為によって手当の支給を受けた者があるときは、手当の返還を請求することができる。

（譲渡又は担保の禁止）

第10条 手当の支給を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第13号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室事業推進係（本館南棟3階）において、平成21年3月17日から平成21年4月1日まで縦覧に供する。

平成21年3月17日

宮津市長 井上正嗣

路線名	道路の区域			備考
	区 間	敷地の幅員m	延長m	
下世屋	宮津市字下世屋小字上ノ山48番63番地合併の1から 宮津市字上世屋小字世屋谷1791番地の3まで	3.70～25.50	1575.0	

* * *

宮津市告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成21年3月17日から平成21年4月1日まで縦覧に供する。

平成21年3月17日

宮津市長 井上正嗣

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
下世屋	宮津市字下世屋小字上ノ山48番63番地合併の1から 宮津市字上世屋小字世屋谷1791番地の3まで	平成21年3月17日

* * *

宮津市告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成9年4月1日付けで認可を受けた地縁による団体から告示事項の変更届出があったので、同条第10項の規定により、下記の

とおり告示する。

記

- 1 地縁による団体名 岩ヶ鼻自治会
- 2 変更があった事項及びその内容
代表者に関する事項
住所 <以下掲示済>
氏名 黒田 孝 男
- 3 変更年月日 平成21年3月1日
- 4 変更の理由 団体役員の改選による。
平成21年3月17日

宮津市長 井 上 正 嗣

* * *

宮津市告示第16号

地方税法（昭和25年法律第226号）第416号第1項の規定により、平成21年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を下記のとおり縦覧に供する。

平成21年3月19日

宮津市長 井 上 正 嗣

記

- 1 土地価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者
- 2 家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる者
宮津市内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者
- 3 縦覧の期間及び時間
平成21年4月1日から平成21年6月1日までの執務時間
- 4 縦覧の場所
宮津市財務室資産税係（本館1階）

* * *

宮津市告示第17号

宮津市下水道排水設備指定工事業者から異動届を受理したので、宮津市下水道排水設備指定工事業者に関する規則（平成9年規則第3号）第16条の規定により告示する。

平成21年3月25日

宮津市長 井 上 正 嗣

指定番号 宮下水道指定第20号

- (1) 名 称 株式会社山添電機
- (2) 所 在 地 (変更前) 宮津市字溝尻400番地
(変更後) 与謝野町字弓木138番地 1

* * *

宮津市告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成21年3月27日から平成21年4月11日まで縦覧に供する。

平成21年3月27日

宮津市長 井 上 正 嗣

路線名	道路の区域			備考
	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員m 延長m	

城 東	宮津市字波路小字新町2430番地の地先から	前	14.00～24.40	540.0	
	宮津市字惣小字雲分202番地の3まで	後	14.40～40.90	540.0	

* * *

宮津市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成21年3月27日から平成21年4月11日まで縦覧に供する。

平成21年3月27日

宮津市長 井上正嗣

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
城 東	宮津市字惣小字雲分215番地の1から 宮津市惣小字雲分202番地の3まで	平成21年3月27日

* * *

宮津市告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第7条の規定により、市道の路線を認定した告示（平成7年宮津市告示第78号）の一部を次のように改正する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成21年3月27日から平成21年4月11日まで縦覧に供する。

平成21年3月27日

宮津市長 井上正嗣

路線名	前後別	起 点 終 点	重要な経過地
河原本町	改正前	宮津市字河原1901番地 宮津市字本町766番地	
	改正後	宮津市字河原1901番地 宮津市字本町1003番地	

* * *

宮津市告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成21年3月27日から平成21年4月11日まで縦覧に供する。

平成21年3月27日

宮津市長 井上正嗣

路線名	道路の区域				備考
	区 間	変更前後別	敷地の幅員m	延長m	
河原本町	宮津市字河原1901番地から 宮津市字本町1003番地まで	前	8.20～20.00	428.0	
		後	8.30～21.00	399.2	

* * *

宮津市告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、宮津市建設室（本館南棟3階）において、平成21年3月27日から平成21年4月11日まで縦覧に供する。

平成21年3月27日

宮津市長 井上正嗣

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日

河原本町

宮津市字河原1901番地から
宮津市字本町1003番地まで

平成21年3月27日

* * *

宮津市告示第23号

平成21年3月宮津市議会定例会において議決された平成20年度補正予算の要領は、次のとおりである。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

平成20年度宮津市一般会計補正予算（第6号）

1 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	3,281,074	101,937	3,383,011
1 地方交付税	3,281,074	101,937	3,383,011
14 国庫支出金	1,106,382	212,697	1,319,079
1 国庫負担金	584,345	21,791	606,136
2 国庫補助金	515,990	190,906	706,896
15 府支出金	668,843	5,647	674,490
1 府負担金	266,275	10,717	276,992
2 府補助金	342,489	5,436	337,053
3 委託金	60,079	366	60,445
16 財産収入	77,089	21,000	56,089
2 財産売払収入	51,376	21,000	30,376
17 寄附金	45,059	2,121	47,180
1 寄附金	45,059	2,121	47,180
20 諸収入	1,202,600	25,615	1,176,985
5 雑入	332,550	25,615	306,935
21 市債	618,273	70,300	688,573
1 市債	618,273	70,300	688,573
歳入合計	11,115,126	346,087	11,461,213

歳出

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
2 総務費	2,129,987	78,668	2,208,655
1 総務管理費	1,921,524	89,393	2,010,917
2 徴税費	108,106	11,091	97,015
5 統計調査費	11,904	366	12,270
3 民生費	2,542,722	94,444	2,637,166
1 社会福祉費	1,460,794	78,444	1,539,238
2 児童福祉費	793,331	16,000	809,331
4 衛生費	1,007,689	14,792	1,022,481
1 保健衛生費	209,661	860	210,521
2 清掃費	770,895	8,332	779,227
3 上水道費	27,133	5,600	32,733
6 農林水産業費	372,091	333	372,424

1 農業費	195,959	0	195,959
3 水産業費	132,993	333	133,326
7 商工費	205,244	35,160	240,404
1 商工費	56,867	10,000	66,867
2 観光費	148,377	25,160	173,537
8 土木費	1,480,806	129,445	1,610,251
2 道路橋りょう費	564,966	22,000	586,966
4 都市計画費	626,257	93,165	719,422
5 住宅費	24,794	14,280	39,074
9 消防費	526,623	4,294	530,917
1 消防費	526,623	4,294	530,917
10 教育費	762,184	9,357	752,827
1 教育総務費	153,949	2,495	151,454
2 小学校費	266,683	1,010	267,693
3 中学校費	89,317	1,650	90,967
4 幼稚園費	106,263	14,400	91,863
5 社会教育費	124,242	678	124,920
6 保健体育費	21,730	4,200	25,930
12 予備費	11,958	1,692	10,266
1 予備費	11,958	1,692	10,266
13 災害復旧費	88,590	0	88,590
2 公共土木施設災害復旧費	56,190	0	56,190
歳出合計	11,115,126	346,087	11,461,213

2 繰越明許費補正

1 追加

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	庁舎等整備事業	23,432
		大手川左岸周辺整備事業	31,000
3 民生費	1 社会福祉費	高齢者ふれあい交流施設整備事業	40,000
	2 児童福祉費	民間保育園運営事業	16,000
4 衛生費	2 清掃費	浄化槽補助事業	10,754
7 商工費	1 商工費	地域内消費拡大事業	10,000
		2 観光費	観光施設整備事業
		世屋高原家族旅行村改修事業	18,000
		観光施設指定管理料	4,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路維持修繕事業	14,000
		道路新設改良事業	8,000
	4 都市計画費	都市下水路整備事業	17,000
		都市下水路等維持管理事業	3,900
		排水機場改修事業	17,265
5 住宅費	定住促進住宅管理事業	14,280	
9 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	4,150
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	5,500

		給食業務事業	2,372
3	中学校費	中学校施設整備事業	1,650
5	社会教育費	図書館管理運営事業	5,000
6	保健体育費	市民体育館整備事業	4,200

3 地方債補正

1 追加

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理施設整備事業	20,400 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。
し尿処理施設整備事業	5,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上
都市下水道整備事業	6,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上
排水機場整備事業	3,000 (ただし書同上)	同上	同上	同上
公営住宅整備事業	4,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上
消防施設整備事業	1,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上
義務教育施設整備事業	1,600 (ただし書同上)	同上	同上	同上
市民体育館整備事業	1,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上
庁舎等整備事業	7,800 (ただし書同上)	同上	同上	同上
観光施設整備事業	6,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上

2 変更

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
診療所整備事業	57,500 ただし、発行価格	証書借入又は証券発行	6.0%以内 ただし、利率見直し	政府資金については、その融資条件	59,000 ただし、発行価格	証書借入又は証券発行	6.0%以内 ただし、利率見直し	政府資金については、その融資条件

	が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還又は低利に借換えすることができる。	が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	ただし、証券発行の方法による場合においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還又は低利に借換えすることができる。
水産業 基盤整備事業	27,700 (ただし書同上)	同上	同上	同上	27,900 (ただし書同上)	同上	同上	同上
道路整備事業	130,100 (ただし書同上)	同上	同上	同上	145,400 (ただし書同上)	同上	同上	同上
公民館 整備事業	5,200 (ただし書同上)	同上	同上	同上	1,500 (ただし書同上)	同上	同上	同上

平成20年度宮津市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

1 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
4 療養給付費等交付金	88,079	65,400	153,479
1 療養給付費等交付金	88,079	65,400	153,479
11 諸収入	2,155	578	2,733
3 雑入	2,152	578	2,730
歳入合計	2,369,585	65,978	2,435,563

歳出

(単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	43,643	578	44,221
1 総務管理費	41,829	578	42,407
2 保険給付費	1,530,825	65,400	1,596,225
1 療養諸費	1,392,136	52,900	1,445,036
2 高額療養費	124,119	12,500	136,619

歳出合計	2,369,585	65,978	2,435,563
------	-----------	--------	-----------

平成20年度宮津市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金	59,360	9,941	69,301
1 一般会計繰入金	59,360	9,941	69,301
歳入合計	285,506	9,941	295,447

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	6,439	5,964	12,403
1 総務管理費	5,663	5,964	11,627
2 後期高齢者医療広域連合納付金	279,067	3,977	283,044
1 後期高齢者医療広域連合納付金	279,067	3,977	283,044
歳出合計	285,506	9,941	295,447

平成20年度宮津市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

1 歳入歳出予算補正

歳入 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	501,597	43,441	545,038
1 国庫負担金	336,839	26,736	363,575
2 国庫補助金	164,758	16,705	181,463
4 支払基金交付金	602,275	12,270	614,545
1 支払基金交付金	602,275	12,270	614,545
5 府支出金	302,122	8,749	310,871
1 府負担金	293,905	8,062	301,967
2 府補助金	8,217	687	8,904
6 繰入金	304,263	5,935	310,198
1 一般会計繰入金	304,263	5,935	310,198
7 繰越金	20,000	4,967	15,033
1 繰越金	20,000	4,967	15,033
歳入合計	2,068,981	65,428	2,134,409

歳出 (単位：千円)

款 項	補正前の額	補正額	計
1 総務費	54,656	1,375	56,031
1 総務管理費	32,446	1,375	33,821
2 保険給付費	1,931,326	41,972	1,973,298
1 介護サービス等諸費	1,688,481	32,280	1,720,761
2 介護予防サービス等諸費	99,613	9,692	109,305
7 予備費	717	7,713	8,430

1 予備費	717	7,713	8,430
8 基金積立金	0	14,368	14,368
1 基金積立金	0	14,368	14,368
歳出合計	2,068,981	65,428	2,134,409

平成20年度宮津市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

1 歳入歳出予算補正

歳入

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
2 事業収入	106,927	6,741	100,186
1 事業収入	106,766	6,741	100,025
4 府支出金	492	1,188	1,680
1 府補助金	492	1,188	1,680
6 繰入金	27,100	5,600	32,700
1 一般会計繰入金	27,100	5,600	32,700
歳入合計	300,950	47	300,997

歳出

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
2 事業費	243,054	67	243,121
1 維持管理費	74,842	67	74,909
3 公債費	54,281	0	54,281
1 公債費	54,281	0	54,281
4 予備費	290	20	270
1 予備費	290	20	270
歳出合計	300,950	47	300,997

平成20年度宮津市休日応急診療所事業特別会計補正予算（第1号）

1 歳入予算補正

歳入

（単位：千円）

款 項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入	12,000	2,000	10,000
1 診療収入	12,000	2,000	10,000
3 繰入金	2,523	860	3,383
1 一般会計繰入金	2,523	860	3,383
4 繰越金	1,000	14	986
1 繰越金	1,000	14	986
5 諸収入	3,684	1,154	4,838
1 雑入	3,684	1,154	4,838
歳入合計	19,208	0	19,208

平成20年度宮津市水道事業会計補正予算（第2号）

1 資本的収入の補正

収入

（単位：千円）

款 項	既決予定額	補正予定額	計
-----	-------	-------	---

1 資本的収入	290,681	6	290,687
1 企業債	128,100	8,200	119,900
4 補助金	0	8,206	8,206

2 地方債補正

1 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水施設等整備事業	128,100 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。	119,900 ただし、発行価格が額面を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額	証書借入又は証券発行 ただし、証券発行の方法においては、発行価格は額面金額100円につき98円50銭以上とする。	6.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。

* * *

宮津市告示第24号

宮津市福祉センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市福祉センター条例施行規則（昭和48年規則第17号）第5条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
大会議室	全日 (午前9時から午後10時まで)	4,600円

会議室 作法展示室 娯楽室	半 日 (午前9時から午後1時まで 又は午後1時から午後5時まで)	1,400円
	夜 間 (午後5時から午後10時まで)	2,000円
	全 日 (午前9時から午後10時まで)	2,000円
	半 日 (午前9時から午後1時まで 又は午後1時から午後5時まで)	700円
	夜 間 (午後5時から午後10時まで)	900円

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市告示第25号

宮津市デイサービスセンター松寿園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市デイサービスセンター条例施行規則（平成6年規則第11号）第3条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

(1) 介護サービス利用料（1日につき）

区分	基準単価	サービス提供 体制強化加算	入浴介助加算	計	左記のうち 自己負担
要介護1	6,770円	60円	500円	7,330円	733円
要介護2	7,890円	60円	500円	8,450円	845円
要介護3	9,010円	60円	500円	9,570円	957円
要介護4	10,130円	60円	500円	10,690円	1,069円
要介護5	11,250円	60円	500円	11,810円	1,181円

備考

- 1 食費は1食につき600円を自己負担として徴収する。
- 2 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1日につき600円（うち自己負担は1日につき60円）を徴収する。

(2) 介護予防サービス利用料（1か月につき）

区分	基準単価	サービス提供 体制強化加算	アクティビティ 実施加算	計	左記のうち 自己負担
要支援1	22,260円	240円	530円	23,030円	2,303円
要支援2	43,530円	480円	530円	44,540円	4,454円

備考

- 1 食費として1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 2 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1日につき2,400円（うち自己負担は1日につき240円）を徴収する。

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市告示第26号

宮津市デイサービスセンターはまなす苑の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市デイサービスセンター条例施行規則（平成6年規則第11号）第3条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

(1) 介護サービス利用料（1日につき）

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	入浴介助加算	計	左記のうち自己負担
要介護1	6,770円	120円	500円	7,390円	739円
要介護2	7,890円	120円	500円	8,510円	851円
要介護3	9,010円	120円	500円	9,630円	963円
要介護4	10,130円	120円	500円	10,750円	1,075円
要介護5	11,250円	120円	500円	11,870円	1,187円

備考

- 1 食費は1食につき600円を自己負担として徴収する。
- 2 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1日につき600円（うち自己負担は1日につき60円）を徴収する。

(2) 介護予防サービス利用料（1か月につき）

区分	基準単価	サービス提供体制強化加算	アクティビティ実施加算	計	左記のうち自己負担
要支援1	22,260円	480円	530円	23,270円	2,327円
要支援2	43,530円	960円	530円	45,020円	4,502円

備考

- 1 食費として1食につき650円を自己負担として徴収する。
- 2 若年性認知症利用者の場合は、受入加算として1日につき2,400円（うち自己負担は1日につき240円）を徴収する。

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市告示第27号

宮津市林業振興センターの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市林業振興センター条例施行規則（平成11年規則第28号）第5条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

使用場所及び区分	利用料金の額
研修室	1時間につき 300円
冷房料	1時間につき 300円
暖房料	1時間につき 300円

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市告示第28号

宮津市大江山バンガロー村の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市大江山バンガロー村条例施行規則（平成6年規則第16号）第5条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

(1) バンガロー村

施設名	使用区分		利用料金の額
バンガロー	6人用	1棟1泊につき	13,000円
	8人用	1棟1泊につき	16,000円
キャンプ場	一般1人1泊につき		300円
	小学生及び中学生1人1泊につき		150円
	常設テント1張1泊につき		7,000円

備考 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。

(2) キャンプ用具

種類	使用区分	利用料金の額
テント一式	1張1泊につき	2,000円
上記以外のキャンプ用具	1回につき	1,500円以内

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市告示第29号

宮津市海洋釣り場の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市海洋釣り場条例施行規則（平成2年規則第22号）第4条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

使用区分		利用料金の額	
釣りを目的として使用する場合	1人1回につき	一般	1,050円
		小学生及び中学生	525円
釣り以外を目的として使用する場合	1人1回につき	一般	210円
		小学生及び中学生	105円

備考 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市告示第30号

世屋高原家族旅行村の利用料金を次のとおり承認したので、世屋高原家族旅行村条例施行規則（平成17年規則第30号）第5条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区分	使用の単位		利用料金の額
レクリエーション	研修室	3時間以内	2,000円
		6時間以内	4,000円

センター		6時間を越える1時間を増すごとに	500円	
	厨房	半日(6時間以内)	2,000円	
		全日	3,000円	
ケビン	1棟1泊につき		10,000円	
キャンプ場	一般 1人1泊につき		300円	
	小・中学生 1人1泊につき		150円	
テニスコート	1面1時間につき		500円	
温水シャワー	1回につき		100円	
オートキャンプ場	1区画 1泊につき		3,000円	
体験実習室	宿泊料	一般	3,000円	
		小・中学生	2,500円	
		幼児	実費	
	研修室	15畳	3時間以内	4,000円
			6時間以内	5,000円
		30畳	3時間以内	5,000円
			6時間以内	6,000円
		割増料金	6時間を越える1時間を増すごとに	6,000円
	個室	一般	3時間以内	1人につき300円
			6時間以内	1人につき400円
		割増料金	6時間を越える1時間を増すごとに	1人につき100円
小・中学生及び幼児		3時間以内	1人につき100円	
		6時間以内	1人につき150円	
割増料金	6時間を越える1時間を増すごとに	1人につき40円		
キャンプ用具	一式 1回につき		3,000円	

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市告示第31号

宮津市大江山スキー場リフトの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市大江山スキー場施設条例施行規則(平成18年規則第8号)第4条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区分	使用の単位	利用料金の額
第1リフト(1回につき)	午前8時から午後5時まで	200円
第2リフト(1回につき)	午前8時から午後5時まで	300円
第1・第2リフト1日共通	午前8時から午後5時まで	3,000円
第1リフトナイター(1回につき)	午後5時から午後9時まで	300円
第1リフトナイター通用	午後5時から午後9時まで	2,500円

備考

- 「第1・第2リフト1日共通」とは、交付を受けた日に回数に関係なく第1リフト及び第2リフトに乗車できるものをいう。
- 「第1リフトナイター通用」とは、交付を受けた日に回数に関係なく第1リフトに乗車できるものをいう。

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市告示第32号

宮津市天橋立ユース・ホステルの利用料金を次のとおり承認したので、宮津市天橋立ユース・ホステル条例施行規則（平成18年規則第9号）第5条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
宿泊利用料金 (1人1泊の室料)	一般	2,950円
	小学生及び中学生	2,450円
	幼児	850円

備考

- 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 「幼児」とは、学齢に達しない者のうち1歳以上の者をいう。
- 1歳に満たない者については、宿泊利用料金を無料とする。

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市告示第33号

宮津市ぶらりんぐセンター自転車の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市ぶらりんぐセンター条例施行規則（平成14年規則第33号）第5条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

区 分	使用の単位	利用料金の額
一般	2時間以内	400円
	2時間を超えて1時間ごと	100円
中学生以下	2時間以内	200円
	2時間を超えて1時間ごと	50円

備考 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市告示第34号

宮津運動公園の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市都市公園条例施行規則（平成4年規則第13号）第7条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

運動公園利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額
施	宮津市民球場	1面	1時間	1,800円
	宮津市民グラウンド	全面	1時間	600円

設		1 / 2面	1時間	400円
	宮津市民テニスコート	1面	1時間	200円

(注) 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の5倍の額とする。

付属設備利用料金

区 分		使用の単位		利用料金の額		
付 属 設 備	宮津市市民球場付属電気施設		一式	1時間	400円	
	夜間 照明灯	宮津市民グラウンド	全面	1時間	4,000円	
			南面	1時間	2,200円	
			北面	1時間	1,800円	
		宮津市民テニスコート		1面	1時間	500円
	放送設備		一式	1時間	200円	
	天幕		1張	1日	500円	
	長机		1脚	1日	50円	
	椅子		1脚	1日	30円	
	シャワー			1回	100円	
コインロッカー			1回	100円		

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市告示第35号

宮津会館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津会館条例施行規則（昭和63年規則第7号）第6条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

1 利用料金

(1) 宮津会館利用料金

使用時間 使用区分		利用料金		
		全日	半日	夜間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
大ホール	平日	61,200円	21,600円	30,000円
	土曜日、日曜日、休日	73,500円	26,000円	36,000円
ホワイエ（1階又は2階）	平日	15,400円	5,300円	7,200円
	土曜日、日曜日、休日	18,500円	6,400円	8,700円
ホワイエ（全階）	平日	20,400円	7,200円	9,600円
	土曜日、日曜日、休日	24,500円	8,700円	12,400円

備考

- 1 大ホールは、ホワイエ及び楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の2倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 4 平日に舞台又はホワイエを利用し、創作活動等練習に係る利用料金は、この表に定める

額の10分の2とする。ただし、午前9時から午後9時までの区分とする。

5 使用時間の繰上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

6 宮津会館を平日の創作活動等練習に使用する場合は、次の表に定める額とする。

使用区分	利用料金		
	全日	半日	夜間
	午前9時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで 又は午後1時 から午後5時 まで	午後5時から 午後9時まで
大ホール	10,490円	4,320円	6,000円
ホワイエ（1階又は2階）	2,640円	1,060円	1,440円
ホワイエ（全階）	3,490円	1,440円	1,920円

備考

- 1 大ホールについては、舞台及び楽屋の利用に限定し、客席の利用はしない。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から1週間以内に本番としての利用が無い場合に限る。

(2) 宮津会館冷暖房装置利用料金

使用区分	使用時間	利用料金		
		全日	半日	夜間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
大ホール	冷房料	45,000円	18,000円	18,000円
	暖房料	36,000円	15,000円	15,000円
ホワイエ （1階又は2階）	冷房料	11,000円	5,000円	5,000円
	暖房料	9,000円	3,900円	3,900円
ホワイエ （全階）	冷房料	18,000円	8,000円	8,000円
	暖房料	16,500円	6,900円	6,900円

備考

- 1 大ホールは、ホワイエ及び楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。

(3) 宮津会館付属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台 設備	展示用パネル	1枚	100円	
	金びょうぶ	1双	1,500円	
	グランドピアノ	1台	11,000円	調律別
	所作台	一式	3,000円	
	平台	一式	1,000円	

	演台	1台	500円	
	司会者用演台	1台	300円	
	花台	1台	100円	
	花瓶	1個	100円	
	演壇	1台	200円	
	指揮者台	1台	300円	
	指揮者譜面台	1台	300円	
	高座座布団	1枚	200円	
	紗幕	1枚	1,000円	
	奏者譜面台	1台	100円	
	スモークマシン	1台	2,000円	
	映写スクリーン	1枚	500円	
	地がすり	1枚	500円	
	毛せん	1枚	300円	
	上敷	1枚	100円	
	コントラバス椅子	1脚	100円	
照明 設備	照明基本セット (ボーダーライト)	1列	無料	
	照明(A)セット	一式	5,000円	ボーダーライト 2列 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 一式
	照明(B)セット	一式	20,000円	照明(A)セット 一式 ロアホリゾンライト 1列 アッパーホリゾンライト 1列 ピンスポットライト 1台 サスペンションライト 2列
	サスペンションライト	1灯	200円	
	エフェクトマシン	一式	3,000円	
	平凸ベビーライト	1台	500円	
	E・Sスポットライト	1台	500円	
	ホリゾンライト (ロア又はアッパー)	各1列	2,500円	
	シーリングライト	一式	2,000円	
	フロントサイドライト	一式	2,000円	
	フットライト	1列	1,000円	
	フットスポットライト	一式	1,000円	
	ピンスポットライト	1台	2,000円	
	ステージサイドライト	1台	1,000円	
	ボーダーライト	1列	2,000円	
	ミラーボール	1台	500円	
	波マシン	1台	1,000円	
	オーロラマシン	1台	1,000円	
	ストロボマシン	1台	1,000円	

	星球	一式	1,000円		
	ライトスタンド	1本	100円		
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー ステージスピーカー フロントスピーカー	
	チャンネル	1チャンネル	1,000円		
	PA装置8チャンネル (マイク付)	一式	15,000円		
	テープレコーダー	オープン	1台	3,000円	
		カセット	1台	1,500円	
	プレーヤー	レコード	1台	1,500円	
		コンパクトディスク	1台	1,500円	
		ミニディスク	1台	2,000円	
	マイクロホン	ダイナミック型	1本	700円	チャンネル料別
		コンデンサー型	1本	1,500円	
		ワイヤレス	1本	2,000円	
		エレベーター (ダイナミック型付)	1本	2,000円	
		吊マイク装置 (マイク別)	一式	1,500円	
	マイクスタンド	1本	100円		
	スピーカー	ステージ用	1台	500円	
		モニター用	1台	1,000円	
		カラム	1台	2,000円	
エフェクト装置	一式	1,000円			
反射板装置	一式	5,000円			
持込器具		1KW	300円		

備考

- 1 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。
- 2 準備又はリハーサルについては、利用料の10分の6相当額とする。
- 3 平日の創作活動等練習に係る利用料金は、この表に定める額の10分の2とする。ただし、平台、ピアノ、音響反射板、奏者譜面台、照明基本セット、音響基本セットに限る。
- 4 照明用フィルター、録音用テープ、ミニディスク及びスモーク液の提供については、実費相当額を徴収する。
- 5 宮津会館を平日の創作活動等練習に使用する場合の付属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	グランドピアノ	1台	2,200円	
	平台	一式	200円	
	奏者譜面台	1台	20円	

照明設備	照明基本セット (ボーダーライト)	1列	無料	
音響設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 2チャンネル プロセニウムスピーカー ステージスピーカー フロントスピーカー
	反射板装置	一式	1,000円	

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間(各4時間)をそれぞれ1回として計算する。

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市告示第36号

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱の一部を改正する要綱
宮津市放課後児童健全育成事業実施要綱(平成15年告示第16号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項ただし書中「午前8時30分」を「午前8時」に改める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第37号

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱の一部を改正する要綱
宮津市妊婦健康診査助成金交付要綱(平成19年告示第37号)の一部を次のように改正する。
附則に次の1項を加える。

(助成金の額の特例)

3 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に受ける妊婦健康診査に係る助成金の第3条の規定の適用については、同条中「25,000円」とあるのは「86,840円」とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に妊婦健康診査を受けた者で、同日以後に再び妊婦健康診査を受けるものに係る第3条に規定する費用の額が86,840円を超える場合の助成金の額は、86,840円とする。

* * *

宮津市告示第38号

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱の一部を改正する要綱
宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱(平成11年告示第10号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「(以下「補助対象者」という。)」を削り、「地域以外」を「区域以外」に、「地域

内の」を「本市の区域内にある」に改め、同項第1号中「(第5条の規定による交付申請があった年度に新たにこれらの認可を受ける事業計画に定める予定処理区域として、市長が定める区域を含む。)」を削り、同項第2号を次のように改める。

(2) 前号の予定処理区域のほか、平成30年度までに下水道の整備を行うものとして、市長が定める区域

第4条ただし書中「の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

業者区分	人槽区分	補助金限度額
市内業者(市内に本店を有する者をいう。)が施工する場合	5人槽	617,000円
	6人から7人槽	772,000円
	8人から10人槽	1,046,000円
市外業者(市内に本店を有しない者をいう。)が施工する場合	5人槽	529,000円
	6人から7人槽	662,000円
	8人から10人槽	897,000円

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第39号

宮津市浄化槽維持管理費補助金交付要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市浄化槽維持管理費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽を適正に維持管理する者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 浄化槽 宮津市浄化槽設置費補助金交付要綱(平成11年告示第10号)第2条第1号に規定する浄化槽をいう。

(2) 保守点検等 浄化槽法(昭和58年法律第43号。以下「法」という。)第10条第1項に規定する浄化槽の保守点検及び清掃をいう。

(3) 定期検査 法第11条に規定する水質に関する検査をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、本市に住所を有し、かつ、公共下水道の供用が開始された区域以外の本市の区域にある専用住宅(専ら居住の用に供する住宅(店舗等に併設したもの(併設された店舗等の床面積が総床面積の2分の1未満のものに限る。))を含む。)をいう。)の浄化槽管理者(法第7条第1項に規定する浄化槽管理者をいう。)で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 保守点検等を実施している者であること。

(2) 定期検査を受けている者であること。

(3) 市税を滞納していない者であること。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、保守点検等及び定期検査に要する費用に相当する額とする。ただし、浄化槽1基につき20,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、定期検査を受けた後、規則第4条の規定により宮津市浄化槽維持管理費補助金交付申請書に定期検査の検査結果書等を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第6条 規則第11条第2項の規定により額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、宮津市浄化槽維持管理費補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(施行日前に実施した保守点検等に対するこの要綱の適用)

2 この要綱の施行の前1年間に実施した保守点検等については、この要綱を適用するものとする。

* * *

宮津市告示第40号

宮津市豊きゅう自動車利用補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市豊きゅう自動車利用補助金交付要綱を廃止する要綱

宮津市豊きゅう自動車利用補助金交付要綱(平成10年告示第17号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第41号

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱の一部を改正する要綱

社会福祉法人による介護保険利用者負担金軽減措置補助金交付要綱(平成12年告示第86号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護

第2条第1項に次の1号を加える。

(12) 法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護

附則第2項を次のように改める。

2 平成21年4月1日から平成23年3月31日までの間に第2条第1項各号に掲げるサービスを利用する場合における第6条第2項及び第3項の規定の適用については、同条第2項中「4分の1」とあるのは「100分の28」と、同条第3項中「2分の1」とあるのは「100分の53」とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第42号

自治会集会施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

自治会集会施設等整備費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

自治会集会施設等整備費補助金交付要綱（平成13年告示第19号）の一部を次のように改正する。

附則第3項第1号中「電波遮へい対策事業費等補助金交付要綱」の次に「（以下「総務省補助要綱」という。）」を加え、同項第2号を次のように改め、同項第3号を削る。

(2) 補助対象経費から総務省補助要綱に基づく補助の対象となる経費（以下「総務省補助対象経費」という。）を控除した額（地上デジタル放送対応事業が総務省補助要綱に基づく補助の対象とならなかった場合は、総務省補助対象経費に相当する経費を控除した額）に第4条に定める補助率を乗じて得た額

附則第4項を削り、附則第5項中「、組合加入世帯数」を「、テレビ共同受信施設組合等に参加する世帯の数（以下「組合加入世帯数」という。）」に改め、同項を附則第4項とする。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第43号

宮津市創業等支援資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市創業等支援資金利子補給金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市創業等支援資金利子補給金交付要綱（平成19年告示第84号）の一部を次のように改正する。

第2条中「創業支援融資」を「創業・経営承継支援融資（創業に係る融資に限る。）」に改める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第44号

宮津市中小企業緊急資金利子補給金交付要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市中小企業緊急資金利子補給金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、厳しい経済情勢に対応し、市内の中小企業者等の経営の安定と地域経済の活性化を図るため、京都府中小企業融資制度要綱（以下「京都府要綱」という。）に基づく資金の融資を受けた者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において利子補給金を交付する。

（交付対象者）

第2条 利子補給金の交付の対象となる者は、京都府要綱に基づく一般振興融資、小規模企業おうえん融資、経営支援特別融資、あんしん借換融資又は経済変動・雇用対策融資を平成20年10月31日から平成22年3月31日までの間に受けた者で次の各号いずれにも該当するものとする。

(1) 本市に住所又は事務所を有する者

(2) 市税を完納している者

（補給率等）

第3条 利子補給金の補給率は、年0.8パーセント以内で市長が別に定める率とする。

- 2 利子補給金の額は、補給率を資金の融資利率で除して得た割合を資金の融資を受けている取扱金融機関に支払った利子（次項に規定する融資限度額を超える部分に相当する利子及び返済が遅滞した場合にその遅滞した期間に係る利子を除く。）に乗じて算出した額とする。
- 3 利子補給金の対象となる資金の融資額は、借換えのための融資額を除き、かつ、運転資金及び設備資金をあわせて総額2,000万円を限度とする。
- 4 利子補給の期間は、前条に規定する資金の融資を受けた日から1年を限度とする。

（交付申請）

第4条 利子補給金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市中小企業緊急資金利子補給金交付申請書を市長に提出しなければならない。

（利子補給金の額の確定）

第5条 規則第11条第2項の規定により利子補給金の額の確定は、交付の決定をもって確定したものとみなす。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、宮津市中小企業緊急資金利子補給金交付申請書の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成20年10月31日以後に資金の融資を受けたものから適用する。

* * *

宮津市告示第45号

宮津市新産業等創出奨励事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市新産業等創出奨励事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

宮津市新産業等創出奨励事業費補助金交付要綱（平成11年告示第15号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の項番号を削る。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

* * *

宮津市告示第46号

つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

つつじが丘団地定住促進奨励金交付要綱

（趣旨）

第1条 市長は、本市が所有するつつじが丘団地内の宅地（以下単に「宅地」という。）に居住用住宅を新築する者に対し、補助金等の交付に関する規則（昭和39年規則第18号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において奨励金を交付する。

（交付対象者）

第2条 奨励金の交付の対象となる者は、宅地の売買契約の締結後6月以内に床面積が50平方メートル以上の居住用住宅（以下「対象住宅」という。）の建築工事の請負契約（以下「建築工事請負契約」という。）を締結し、対象住宅を新築する者とする。

（奨励金の額）

第3条 奨励金の額は、1棟につき150万円とする。この場合において、複数の区画にわたり対象住宅を新築するときのそれぞれの区画の土地上にある部分の床面積が50平方メートル以上であると

きは、当該部分を1棟として計算するものとする。

- 2 宮津市内に本店を有する建築業者により対象住宅を新築したときは、前項の奨励金に1棟につき50万円を加算する。

(交付申請)

- 第4条 奨励金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定によりつつじが丘団地定住促進奨励金交付申請書を、建築工事請負契約の締結後速やかに市長に提出しなければならない。

(交付申請の変更等)

- 第5条 奨励金の交付の決定を受けた者が、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定によりつつじが丘団地定住促進奨励金交付変更承認申請書を提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

- 第6条 対象住宅の建築工事が完了したときは、速やかに規則第10条の規定によりつつじが丘団地定住促進奨励金実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

- 第7条 この要綱に定めるもののほか、つつじが丘団地定住促進奨励金交付申請書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに規則第5条の規定により交付の決定を受けた奨励金のうち平成26年度に繰り越されるものについては、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

* * *

宮津市告示第47号

宮津市木造住宅耐震診断士派遣事業実施要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、宮津市建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の地震に対する安全性(以下「耐震性」という。)の向上を図るため、耐震診断を実施する木造住宅の所有者又は賃借人その他権原に基づき当該住宅に居住する者(以下「所有者等」という。)に対し、予算の範囲内において耐震診断士を派遣することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供されている木造住宅のうち、宮津市の区域内において昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成しているもの(国、地方公共団体その他の公的機関が所有するものを除く。)をいう。
- (2) 耐震診断士 京都府が定める木造住宅耐震診断士登録制度要綱に基づき、京都府木造住宅耐震診断士登録簿に登録された者をいう。
- (3) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法により、耐震診断士が、耐震性を評価することをいう。
- (4) 簡易耐震診断 財団法人日本建築防災協会が定める「誰でもできるわが家の耐震診断」により、木造住宅の耐震性の判定を行うことをいう。

(耐震診断士の派遣)

第3条 市長は、簡易耐震診断の結果、評点（耐震性を数値で示したものをいう。）の合計が9点以下である木造住宅の所有者等で耐震診断を希望するものに、耐震診断士を派遣する。

（派遣の申込み）

第4条 耐震診断士の派遣を受けようとする木造住宅の所有者等（以下「申込者」という。）は、宮津市木造住宅耐震診断士派遣申込書により市長に申し込まなければならない。

（派遣の決定）

第5条 市長は、耐震診断士の派遣を決定したときは、その旨を宮津市木造住宅耐震診断士派遣決定通知書により申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定通知書の内容を変更する必要があると認めるときは、当該決定通知書の内容を変更することができる。

（派遣の辞退）

第6条 前条第1項の規定により通知を受けた者（以下「派遣対象者」という。）は、耐震診断士の派遣を辞退するときは、速やかに宮津市木造住宅耐震診断士派遣辞退届を市長に提出しなければならない。

（派遣決定の取消し）

第7条 市長は、派遣対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第5条第1項の規定による派遣の決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により派遣の決定を受けたことが判明したとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により派遣の決定を取り消したときは、その理由を付して、宮津市木造住宅耐震診断士派遣取消通知書により派遣対象者に通知するものとする。

（派遣に要する費用負担）

第8条 耐震診断士の派遣に要する費用は、1戸当たり消費税及び地方消費税相当額を含め30,000円とし、その全額を宮津市が負担する。

（診断結果の通知）

第9条 耐震診断の結果は、宮津市木造住宅耐震診断結果通知書により派遣対象者に通知するものとする。

（派遣対象者に対する指導及び助言）

第10条 市長は、耐震診断の結果に基づき、木造住宅の耐震性の確保及び向上が図られるよう、派遣対象者に対して必要な指導及び助言をすることができる。

（耐震診断士の守秘義務等）

第11条 耐震診断士は、耐震診断に関し、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。

2 耐震診断士は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 耐震診断に関し、派遣対象者から金銭を受け取ること。

(2) 派遣対象者に対し、不必要な改修を勧めること。

(3) その他耐震診断士としてふさわしくない行為を行うこと。

（業務の委託）

第12条 市長は、本事業に関する業務の一部を委託することができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、宮津市木造住宅耐震診断士派遣申込書等の様式その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

（宮津市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱の廃止）

2 宮津市木造住宅耐震診断事業費補助金交付要綱（平成16年告示第110号）は、廃止する。

* * *

宮津市告示第48号

宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付要綱を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

(趣旨)

第1条 市長は、宮津市建築物耐震改修促進計画に基づき、木造住宅の地震に対する安全性(以下「耐震性」という。)の向上を図るため、木造住宅の耐震改修を実施する者に対し、補助金等の交付に関する規則(昭和39年規則第18号。以下「規則」という。)及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 延べ床面積の2分の1以上が住宅の用に供されている木造住宅のうち、宮津市の区域内において昭和56年5月31日以前に着工され、現に完成しているもの(国、地方公共団体その他の公的機関が所有するものを除く。)をいう。
- (2) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会が定める「木造住宅の耐震診断と補強方法」に基づく一般診断法又は精密診断法(時刻暦応答計算による方法を除く。)により、京都府木造住宅耐震診断士登録簿に登録されている耐震診断士が耐震性を評価することをいう。
- (3) 耐震改修 耐震診断の結果、倒壊の可能性がある又は高いと診断された木造住宅に対し、耐震性を向上させる改修工事を行うことをいう。
- (4) リフォーム 耐震改修と同時に行う木造住宅の修繕又は模様替をいう。
- (5) 評点 耐震診断の結果において、耐震性を数値で示したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、木造住宅の所有者又は賃借人その他権原に基づき当該住宅に居住する者であって、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 前条第2号に規定する耐震診断士と耐震改修に係る設計(以下「耐震設計」という。)の契約をする者であること。
- (2) 市税を滞納していない者であること。
- (3) 宮津市内に本店を有する建築業者により耐震改修を実施する者であること。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる木造住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれかの要件を満たす住宅で、過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないものとする。

- (1) 評点が1.0未満の木造住宅のうち評点を1.0以上に向上させる耐震改修を実施するもの
- (2) 評点が1.0未満の木造住宅で、評点を1.0以上に向上させる耐震改修を行うことで著しく居住性が悪化すると認められる住宅のうち、評点を0.7以上に向上させ、かつ、耐震改修前の評点を上回る改修を実施するもの

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象者が補助対象住宅において行う耐震改修及び耐震設計並びにリフォームに要する経費(以下「補助対象経費」という。)とし、200万円を限度とする。この場合において、リフォームに係る補助対象経費は、80万円を限度とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、次に掲げる額の合計額とする。

- (1) 補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。)
- (2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 補助金の交付に当たっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、規則第4条の規定により宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付内容の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者が、当該事業内容を変更し、又は中止しようとするときは、規則第8条の規定により速やかに宮津市木造住宅耐震改修事業変更等承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業が完了したときは、速やかに規則第10条の規定により宮津市木造住宅耐震改修事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、宮津市木造住宅耐震改修事業費補助金交付申請書等の様式その他必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市告示第49号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 福知山市天田118番地の1

氏名 北近畿タンゴ鉄道株式会社

* * *

宮津市告示第50号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、天橋立ターミナルセンターの使用料の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字文珠314番地の2

氏名 社団法人天橋立観光協会

* * *

宮津市告示第51号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、宮津市清掃工場における一般廃棄物処理手数料及びフロンガス回収処理手数料の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字波路620番地

氏名 丹後環境保全有限会社

* * *

宮津市告示第52号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市指定ごみ袋（燃やすごみ用袋、燃やさないごみ用袋）の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第53号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市東部不燃物処理場における一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第54号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、し尿くみ取り券並びに大型ゴミ処理手数料券の取扱いによる一般廃棄物処理手数料の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第55号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 京都府下京区西七条掛越町65番地

氏名 社団法人京都府獣医師会

* * *

宮津市告示第56号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市休日応急診療所における診療費等の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 大阪市北区堂島2丁目2番2号
氏名 株式会社アイ・エム・ビィ・センター
* * *

宮津市告示第57号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市由良診療所における手数料の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 大阪府箕面市小野原西3丁目12番14号
氏名 YMSほりかわ
代表者 堀川義治
* * *

宮津市告示第58号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市営天橋立駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 <以下掲示済>
氏名 文珠自治会 会長 倉田泰男
* * *

宮津市告示第59号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、宮津市営宮津駅前駐車場の使用料の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

住所 宮津市字漁師1775番地
氏名 宮津食品卸売共同組合 理事長 今森正己
* * *

宮津市告示第60号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定により、次のとおり定期の予防接種を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項及び第5条の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 予防接種の種類 麻しん、風しん

2 予防接種の対象者の範囲

第1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

第2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

第3期 13歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

第4期 18歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者

3 予防接種を受けることが適当でない者

- (1) 明らかな発熱を呈している者
- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 接種する接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 妊娠していることが明らかな者
- (5) 予防接種を行うことが不適当な状態にあると医師が判断した者

4 接種回数 1回

5 自己負担金 無料

6 接種医師の氏名及び予防接種を行う場所

接種医師の氏名	予防接種を行う場所	実施する予防接種	
		第1期・第2期	第3期・第4期
石井靖隆	日置診療所	○	○
	府中診療所	○	○
今出陽一朗	今出クリニック	○	○
中川長雄	中川医院	○	○
中川嘉洋	中川内科・小児科クリニック	○	○
今井敏雄	浪江医院	○	○
浪江和生			○
西原寛	西原医院		○
林信昌	養老診療所		○
堀川義治	宮津市由良診療所		○
宮地高弘	宮地外科医院		○
宮地道弘			○
山根征雄	山根医院	○	○
渡辺太郎	栗田診療所		○
伊藤邦彦	伊藤内科医院	○	○
岩破淳郎	いわさく診療所	○	○
岩破順子			○
岩破康二	岩破医院	○	○
大森斎	大森内科診療所	○	○
衣川磐	衣川整形外科医院		○
木村進	木村内科クリニック		○
須川典亮	須川医院	○	○
徳山石夫	徳山医院	○	○
鳥居剛	鳥居クリニック	○	○
日置潤也	日置医院	○	○
山添一郎	やまぞえこどもクリニック	○	○
今中俊爾	伊根診療所	○	○
細見史雄	本庄診療所		○

7 予防接種を行う期間

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

* * *

宮津市告示第61号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行

令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第62号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第63号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第64号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第65号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第66号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行

令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下掲示済>

* * *

宮津市告示第67号

地方税法（昭和25年法律第266号）第411条第1項の規定により、平成21年度の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

* * *

宮津市告示第68号

宮津市公印のうち市長印凸版の電子印を作成するので、宮津市公印規則（昭和49年規則第16号）第7条第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

印影	公印の名称及び使用区分	使用開始期日
<略>	市長印凸版 市長名をもって発する文書 (国民健康保険税 仮徴収額決定通知書) (国民健康保険税 仮徴収額決定通知書兼 特別徴収開始通知書) (国民健康保険税 特別徴収停止通知書)	平成21年4月1日

* * *

宮津市告示第69号

地方自治法（昭和22年法律67号）第252条の7第2項の規定により、宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約を次のとおり変更したので、同条第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費等支給認定審査会共同設置規約の一部を改正す
改正する規約

宮津市、伊根町及び与謝野町障害者介護給付費支給認定審査会共同設置規約（平成18年4月1日京都府知事届出）の一部を次のように改正する。

第3条中「京都府与謝野郡与謝野町字加悦433番地与謝野町役場加悦庁舎内」を「京都府宮津市字柳縄手345番地の1宮津市役所内」に改める。

第5条第1項中「与謝野町長」を「宮津市長」に改め、同条第2項中「与謝野町長」を「宮津市長」に、「宮津市及び伊根町（以下「関係市町）」を「伊根町及び与謝野町（以下「関係町）」に改める。

第6条中「与謝野町」を「宮津市」に改める。

第7条第2項中「関係市町」を「関係町」に、「与謝野町」を「宮津市」に改める。

第8条中「与謝野町」を「宮津市」に改める。

第9条中「与謝野町長」を「宮津市長」に、「与謝野町議会」を「宮津市議会」に、「関係市町」を「関係町」に改める。

第11条中「与謝野町」を「宮津市」に、「関係市町」を「関係町」に改める。

附 則

- 1 この規約は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度の決算については、改正後の第9条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
* * *

宮津市告示第69 - 1号

平成19年4月1日宮津市告示第45号で告示した会計管理者の権限に属する事務の出納員への一部委任及び当該出納員の当該委任事務の分任出納員への一部委任について、次のとおり変更したので告示する。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

1 変更した内容

	設置室	出納員となる者	分任収納員となる者	委任する事務
変更前	企画財政室	収納管理室 会計係長	企画財政室に所属する職員	私用電話使用料相当額の収納 土地建物貸付料の収納
	地域振興室		地域振興室に所属する職員	宮津市まちづくり基金寄付金の収納
	市民室		市民室に所属する職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 国民健康保険の収納 税務証明手数料の収納 市税等（府民税含む。）の収納
	環境保健室		環境保健室に所属する職員	ごみ袋等販売代金（大型ごみ含む。）の収納 犬・猫等処分手数料の収納 健康診査等費用徴収金の収納 犬の登録手数料の収納 清掃工場処分手数料の収納
	福祉室		福祉室に所属する職員	保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 放課後児童障害保険料保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 放課後児童利用料の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費徴収金の収納 行政文書コピー使用料相当額の収納 介護保険料の収納 証明手数料（障害者控除認定）の収納
変更	企画環境室	収納管理室 会計係長	企画環境室に所属する職員	宮津市まちづくり基金寄付金の収納
	財務室		財務室に所属する職員	土地建物貸付料の収納 私用電話使用料相当額の収納 税務証明手数料の収納 市税等（府民税含む。）の収納 国民健康保険税の収納

後	市民室	市民室に所属する職員	戸籍等手数料の収納 火葬場使用料の収納 国民健康保険税の収納 後期高齢者医療保険料の収納 ごみ袋等販売代金（大型ごみ含む。）の収納 犬・猫等処分手数料の収納 犬の登録手数料の収納 清掃工場処分手数料の収納
	健康福祉室	健康福祉室に所属する職員	社会福祉事業寄付金の収納 保育所保育料の収納 日本スポーツ振興センター保護者負担金の収納 放課後児童健全育成事業利用料の収納 放課後児童健全育成事業障害保険料保護者負担金の収納 保育所職員給食費相当額の収納 証明手数料（障害者控除認定）の収納 くらしの資金回収金の収納 生活保護費返還金及び徴収金の収納 介護保険料の収納 健康診査等費用徴収金の収納 行政文書コピー使用料相当額の収納

2 変更年月日 平成 21 年 4 月 1 日

訓 令

宮津市訓令甲第 1 号

庁中一般
各 かい

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年 3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市事務決裁規程の一部を改正する規程

宮津市事務決裁規程（昭和60年訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 企画財政室長専決事項の表中「企画財政室長専決事項」を「企画環境室長専決事項」に改め、同表第 2 項を削り、同表の次に次の 1 表を加える。

財務室長専決事項

1 財務に係るものうち次に掲げる事項に関すること。

- (1) 1 件700万円以下の収入の調定
- (2) 1 件300万円以下の支出負担行為
- (3) 定例又は規定基準に基づく支出金に係る支出負担行為
- (4) 1 件50万円以下の予備費充当

2 徴収金の滞納処分に関すること。

別表第 2 福祉室長専決事項の表中「福祉室長専決事項」を「健康福祉室長専決事項」に改め、同表

に次の1項を加える。

5 介護保険料及び保育所保育料の滞納処分に関する事。

別表第2に次の1表を加える。

上下水道室長専決事項

1 受益者負担金及び下水道使用料の滞納処分に関する事。

別表第3企画財政室副室長専決事項の表中「企画財政室副室長専決事項」を「企画環境室副室長専決事項」に改め、同表第2項から第4項までを削り、同表の次に次の1表を加える。

財務室副室長専決事項（所管事務に係る事項に限る。）

1 庁舎内外の保守管理に関する事。

2 市有地の一時使用に関する事。

3 財務に係るもののうち次に掲げる事項に関する事。

(1) 予算成立の通知

(2) 予算配当額の追加及び更正

(3) 財務規則第29条の規定による会計管理者への通知

(4) 過誤納金の戻出命令及び過誤払金の戻入命令

(5) 小切手の償還請求に基づく支出の調査決定及び支出命令

(6) 入札保証金及び契約保証金の受入れ並びに支出命令

(7) 1件10万円以下の予備費充当

4 課税物件の標識の交付及び廃止に関する事。

5 納税管理人の承認に関する事。

6 徴収金の徴収嘱託及び受託に関する事。

7 市税の分納計画の承認に関する事。

別表第3市民室副室長専決事項の表中第15項から第19項までを次のように改める。

15 国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の分納計画の承認に関する事。

16 改葬に関する事。

17 動物の愛護及び管理に関する事。

18 廃棄物の搬入許可に関する事。

19 ごみ等焼却灰の処分に関する事。

別表第3環境保健室副室長専決事項の表を削る。

別表第3福祉室副室長専決事項の表中「福祉室副室長専決事項」を「健康福祉室副室長専決事項」に改め、同表に次の4項を加える。

8 予防接種の実施に関する事。

9 各種検診等保健事業の実施に関する事。

10 母子健康手帳の交付に関する事。

11 保健センターの使用許可に関する事。

別表第3建設室副室長専決事項の表の次に次の1表を加える。

上下水道室副室長専決事項（所管事務に係る事項に限る。）

1 浄化槽の設置等に関する事。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第2号

庁中一般
各 かい

宮津市役所庁舎防火管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市役所庁舎防火管理規程の一部を改正する規程
宮津市役所庁舎防火管理規程（昭和38年訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。
第5条中「企画財政室」を「財務室」に改める。

附 則
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第3号

庁中一般
各 かい

宮津市公用自動車等管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。
平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市公用自動車等管理規程の一部を改正する規程
宮津市公用自動車等管理規程（昭和46年訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。
第2条第3号中「企画財政室」を「財務室」に改める。
第4条中「企画財政室長」を「財務室長」に改める。
第8条第1項、第10条第2項、第17条第3号及び第19条第1項中「企画財政室管財所管副室長」を
「財務室管財所管副室長」に定める。

附 則
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第4号

庁中一般
各 かい

宮津市嘱託職員取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。
平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

宮津市嘱託職員取扱要領の一部を改正する要領
宮津市嘱託職員取扱要領（昭和60年訓令甲第11号）の一部を次のように改正する。
第17条を削る。
第18条第2項中、「、半日」を削り、同条を第17条とする。
第19条第1号中「認める」を「認められる」に改め、同条第5号中「認める」を「認められる」に
改め、同号を同条第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 夏期における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実 1年について7
月から9月までの間の別表第2に掲げる期間内において、その都度必要と認められる期間

第19条第3号中「認める」を「認められる」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「認め
る」を「認められる」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加え、同条を第
18条とする。

(2) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭す
る場合 その都度必要と認められる期間

第20条を第19条とし、第19条から第27条までを1条ずつ繰り上げる。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第18条関係）

7月から9月まで	日 数
----------	-----

の在職月数	週の勤務時間が27時間以上	週の勤務時間が19時間以上27時間未満	週の勤務時間が10時間以上19時間未満
3月	3日	2日	1日
2月以上3月未満	2日	2日	1日
1月以上2月未満	1日	1日	1日

備考

- 1 在職月数には、予定雇用期間を含む。
- 2 取得単位は、1日とする。ただし、1日の勤務時間が7時間45分以外の臨時職員の取得単位については、当該嘱託職員の1日の勤務時間数とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

(調整規定)

- 2 この要領の施行の日から平成21年5月20日までの間における改正後の第18条第2号の規定の適用については、同号中「裁判員、証人」とあるのは、「証人」とする。

* * *

宮津市訓令甲第5号

庁中一般
各 かい

臨時職員取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

臨時職員取扱要領の一部を改正する要領

臨時職員取扱要領（昭和58年訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「各部等の長」を「臨時職員の勤務する室の室長」に、「という」を「といい、この条、第9条、第13条第2項及び第18条においては、総務室長を除く」に、「総務部長」を「総務室長」に改め、同条第2項中、「総務部長」を「総務室長」に改める。

第9条及び第13条第2項中「総務部長」を「総務室長」に改める。

第16条を削り、第17条を第16条とし、第18条を第17条とする。

第19条中「総務部長」を「総務室長」に改め、同条を第18条とする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第6号

庁中一般
各 かい

宮津市職員の時差勤務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市職員の時差勤務に関する規程の一部を改正する規程

宮津市職員の時差勤務に関する規程（平成19年訓令甲第13号）の一部を次のように改正する。

第3条中「、休憩時間及び休息時間」を「及び休憩時間」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

区分	勤務時間	休憩時間
----	------	------

A型	午前5時から午後1時45分まで	午前11時から1時間
B型	午前6時から午後2時45分まで	午前11時から1時間
C型	午前7時から午後3時45分まで	正午から1時間
D型	午前10時30分から午後7時15分まで	正午から1時間
E型	午前11時30分から午後8時15分まで	正午から1時間
F型	午後0時30分から午後9時15分まで	午後5時15分から1時間
G型	午後1時から午後9時45分まで	午後5時15分から1時間

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第7号

庁中一般
各 かい

宮津市災害対策本部規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市災害対策本部規程の一部を改正する規程

宮津市災害対策本部規程（昭和38年訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 総務部の部中「地域振興係」を 「予算係
管財契約係」 に改め、同表企画財政部の部及び渉外

部の部を次のように改める。

地 区 対 応 部	部長 企画環境室長 副部長 副室長相当職	地 区 対 応 班	1 自主避難所の開設 2 地区駐在班の編成及び総括指揮 3 広報車による広報活動 4 避難所の開設及び避難者の把握、報告	企画係 地域振興係
		地 区 駐 在 班	1 自治会、消防団等地元組織（地区災害対策連絡会 議）との連絡調整 2 地域内の情報の収集及び災害対策本部への連絡	指名
財 務 ・ 渉 外 部	部長 財務室長 副部長 副室長相当職	財 政 班	1 災害経費のとりまとめ及び予算編成 2 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置 3 普通財産の被害状況調査及び応急措置 4 行政財産の被害状況の総括 5 災害対策活動に必要な機械器具、車両（公用車を 除く。）資材等の調達 6 電話交換の運営及び通信施設の確保	予算係 管財契約係
		調 査 班	1 被災地区の情報収集 2 家屋、家財、生活必需品等の被害状況調査 3 被災者の証明	市民税係 資産税係 収納係
		渉 外 班	1 自衛隊に対する人命救助の連絡要請及び受入 2 自衛隊その他関係機関に対する復旧支援等の要 請及び受入 3 各種陳情及び被災地の慰問	予算係 監査事務局 農業委員会 事務局

	応援班	1 応援に関すること	
--	-----	------------	--

別表第1 市民部の部中

調査班	1 被災地区の情報収集 2 家屋、家財、生活必需品等の被害状況調査 3 被災者の証明	市民税係 資産税係 収納係
-----	--	---------------------

を

防疫班	1 消毒その他感染症予防対策 2 必要薬品等資材の確保 3 廃棄物の処理及び指導監督 4 環境影響の応急及び拡大防止措置 5 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	生活衛生係
-----	--	-------

に改め、同表

環境保健部の部を削り、同表福祉部の部中「福祉部」を「健康福祉部」に、「福祉室長」を「健康福

祉室長」に、

避難班	1 避難所の管理運営 2 避難者の収容保護 3 応急保育の実施と保育所入所児童等の安否情報確認 4 遺体の一時安置と身元不明遺体の対応 5 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	児童福祉係 傷害福祉係 保護係
-----	---	-----------------------

を

避難班	1 避難所の管理運営 2 避難者の収容保護 3 応急保育の実施と保育所入所児童等の安否情報確認 4 遺体の一時安置と身元不明遺体の対応 5 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	児童福祉係 障害福祉係 保護係
医療班	1 傷病者の救護及び医療機関への収容 2 医療品及び衛生資材の確保 3 救護所の設置及び医療救護活動 4 消毒その他感染症予防対策 5 所管する行政財産の被害状況調査及び応急措置	健康増進係

に改め、同表

建設部の部中 「事業推進係 土木係」 を 「土木係 まち景観係」 に改め、同表上下水道部の部中「下水道整備係」を「都市整備係」

「下水道整備係 水洗化推進係」 に改め、同表教育部の部中「社会教育係」を 「社会教育係 文化振興係」 に改める。

別表第2 企画財政部の項及び渉外部の項を次のように改める。

地区対応部	地区対応班 8 地区駐在班 指名	地区対応班 8 地区駐在班 指名	全動員
財務・渉外部	渉外班 1	渉外班 1	全動員

	応援班 調査班 1	応援班 財政班 調査班 2	
--	--------------	---------------------	--

別表第2市民部の項1号動員の欄中「調査班 1」を削り、同項2号動員の欄中「調査班」を「防疫班」に改め、同表環境保健部の項を削り、同表福祉部の項中「福祉部」を「健康福祉部」に改め、同項1号動員の欄中「避難班 1」を「避難班 1
医療班 1」に改め、同項2号動員の欄中「避難班 3」を「避難班 3
医療班 2」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市訓令甲第8号

庁中一般
各 かい

宮津市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市長 井 上 正 嗣

宮津市防災行政無線局管理運用規程の一部を改正する規程

宮津市防災行政無線局管理運用規程（平成13年訓令甲第4号）の一部を次のように改正する。

別図を次のように改める。

別図（第3条関係）

宮津市防災行政無線局構成図

附 則

この規程は、平成21年3月31日から施行する。

公 告

宮津市公告第5号

公示送達書

次の書類は、宮津市市民室に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成21年3月3日

宮津市長 井上正嗣

<以下揭示済>

* * *

宮津市公告第6号

宮津市字大垣、中野、江尻及び難波野のそれぞれ一部の区域の土地について、国土調査法（昭和26年法律180号）による地籍調査を行い地図及び簿冊を作成しましたので、同法第17条第1項の規定により当該地図及び簿冊を下記のとおり閲覧に供します。

平成21年3月11日

宮津市長 井上正嗣

記

- 1 地図及び簿冊の名称 宮津市字大垣、中野、江尻及び難波野のそれぞれ一部の区域
- 2 地図及び簿冊は、次により作成したものです。
 - ・地図 平成20年1月に測量
 - ・簿冊 平成19年11月1日現在の状況により調査
- 3 閲覧の期間等 平成21年3月11日から平成21年3月30日までの執務時間中
- 4 閲覧の場所 宮津市建設室事業推進係内（本館南棟3階）
- 5 閲覧の結果、誤り等があると認めた場合は、上記閲覧期間内に市長に対して、訂正の申出をすることができます。
- 6 誤り等の申出は、書面によることとしますので、各自印章を持参してください。
- 7 誤り等訂正申出書用の紙は、請求の際に閲覧場所で交付します。

* * *

宮津市公告第7号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり公告します。

その関係図面は、平成21年3月16日から2週間、宮津市上下水道室（本館南棟2階）において縦覧に供します。

平成21年3月16日

宮津市長 井上正嗣

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
平成21年3月31日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
宮津市字松原、滝馬、宮村、惣、喜多、大垣、中野及び国分の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
宮津市字松原、滝馬、宮村、惣、喜多、大垣、中野及び国分の各一部
- 4 供用を開始する排水施設の分流式及び合流式の別
分流式

5 略図

別紙のとおり(省略)

* * *

宮津市公告第8号

水難救護法(明治32年法律第95号)第29条第1項の規定による漂流物の引渡しがありましたので、同法第25条第2項の規定により次のとおり公告します。

つきましては、該当者の方は平成21年9月30日までに宮津市産業振興室に申し出てください。

なお、上記期日までに申出のない場合は、所有者がないものと認め処分します。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

- 1 拾得物件 F R P製手漕ぎボート(全長2.20m、全幅1.15m、黄色)
- 2 拾得日時 平成21年3月13日 午後3時10分頃
- 3 拾得場所 宮津市宮津湾沖(京都府宮津市所在の杉末防波堤灯台から真方位306度約250m付近海上〔宮津会館の北 110m〕)

* * *

宮津市公告第8-1号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

平成21年3月31日

宮津市長 井上正嗣

- 1 都市計画事業の種類及び名称
宮津都市計画下水道(京都府宮津湾流域関連宮津市公共下水道)
- 2 縦覧場所
宮津市上下水道室(本館南棟2階)

* * *

宮津市公告第9号

公共下水道受益者負担金を賦課する区域を次のとおり定めたので、宮津市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成4年条例第29号)第5条の規定により、公告します。

平成21年4月1日

宮津市長 井上正嗣

宮津市字松原、滝馬、宮村、惣、喜多、須津、大垣、中野、溝尻及び国分の各一部

水道企業

《告示》

宮津市水道告示第5号

宮津市指定給水装置工事業者を指定したので、宮津市指定給水装置工事業者に関する規程(平成10年水管規程第2号)第10条の規定により告示する。

平成21年3月19日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮水道指定第S08110号

(1) 名称 有限会社日川設備

(2) 所在地 福知山市和久市町165番地

(3) 代表者 代表取締役 日川有広

* * *

宮津市水道告示第6号

宮津市指定給水装置工事事業者から変更届を受理したため、宮津市指定給水装置工事事業者に関する規程（平成10年水管規程第2号）第10条の規定により告示する。

平成21年3月25日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

指定番号 宮津市指定第K98024号

(1) 名称 株式会社山添電気

(2) 所在地 (変更前) 宮津市字溝尻400番地

(変更後) 与謝野町字弓木138番地1

* * *

宮津市水道告示第7号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市水道告示第8号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市水道告示第9号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

< 以下揭示済 >

* * *

宮津市水道告示第10号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収

納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市水道告示第11号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下揭示済>

* * *

宮津市水道告示第12号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、水道使用料金等の徴収及び収納の事務を平成21年4月1日から平成22年3月31日まで次の者に委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成21年4月1日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

収入事務受託者

<以下揭示済>

* * *

《規程》

宮津市水道事業管理規程第1号

宮津市上下水道室処務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市水道事業

宮津市長 井上正嗣

宮津市上下水道室処務規程の一部を改正する規程

宮津市上下水道室処務規程（昭和43年水管規程第1号）の一部を次のように改正する。

第6条管理調整系の項第8号中「の徴収及び滞納処分」を削り、同項に次の2号を加える。

(13) 専用水道に関すること。

(14) 簡易専用水道に関すること。

第6条水道整備系の項第8号を削る。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

議 会

〈告 示〉

宮津市議会告示第1号

宮津市議会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

宮津市議会議長 安 達 稔

宮津市議会公印規程の一部を改正する規程

宮津市議会公印規程（昭和55年議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「総務委員長」を「総務文教委員長」に、「厚生文教委員長」を「厚生委員長」に改める。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

教育委員会

〈規 則〉

宮津市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮津市教育委員会

委員長 上 羽 堅 一

宮津市教育委員会規則第1号

宮津市民体育館条例施行規則の一部を改正する規則

宮津市民体育館条例施行規則（平成12年教委規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を次のように改める。

- 2 条例第7条に規定する体育館の休館日は、1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日とする。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

〈告 示〉

宮津市教育委員会告示第4号

平成21年第4回宮津市教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成21年3月6日

宮津市教育委員会

委員長 上 羽 堅 一

- 1 日 時 平成21年3月24日（火）午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第5号

平成21年第5回宮津市教育委員会臨時会を次のとおり招集する。

平成21年3月6日

宮津市教育委員会

委員長 上 羽 堅 一

- 1 日 時 平成21年3月25日(水)午前10時
- 2 場 所 宮津市役所 第6会議室

* * *

宮津市教育委員会告示第6号

みやづ歴史の館文化ホールの利用料金を次のとおり承認したので、みやづ歴史の館条例施行規則(平成12年教委規則第15号)第6条第3項の規定により告示する。

平成21年3月9日

宮津市教育委員会
委員長 上 羽 堅 一

1 利用料金

歴史の館特別利用料金

平日の宮津市中央公民館大会議室の使用を歴史の館の使用に変更する場合

区 分		使用単位	利用料金	冷暖房利用料金
文化ホール	平 日	全日(14H)	6,000円	4,200円
		半日(4H)	2,000円	1,400円
		夜間(4H)	2,400円	1,600円

備考

- 1 「全日」とは、午前8時から午後10時までの間、「半日」とは、午前8時から正午まで又は午後1時から午後5時までの間、「夜間」とは、午後6時から午後10時までの間をいう。
- 2 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 3 使用時間の繰上げ、超過については、使用区分を基に算出した1時間当たりの額を徴収する(30分以上を1時間とする。)
- 4 宮津市中央公民館大会議室の半面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 5 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

2 適用年月日

平成21年3月10日

* * *

宮津市教育委員会告示第7号

みやづ歴史の館の利用料金を次のとおり承認したので、みやづ歴史の館条例施行規則(平成12年教委規則第15号)第6条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市教育委員会
委員長 上 羽 堅 一

1 利用料金

(1) 歴史の館利用料金

使用料金	利 用 料 金		
	全 日	半 日	夜 間

使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	
		文化ホール	平日	21,600円	7,800円
		土曜日、日曜日、休日	26,400円	9,600円	13,200円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の2倍とする。
- 3 準備又はリハーサルに係る利用料金は、この表に定める額の10分の6とする。
- 4 使用時間の繰り上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 5 みやづ歴史の館文化ホールを練習に使用する場合は、次の表に定める額とする。

歴史の館文化ホール練習利用料金

平日の創作活動等練習に使用する場合

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前9時から 午後9時まで	午前9時から 午後1時まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
文化ホール		3,710円	1,560円	2,160円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 冷暖房装置を使用するときは、通常の冷暖房装置利用料金とする。
- 3 練習については、申込日から1週間以内に本番としての利用がない場合に限る。
- 6 宮津市中央公民館大会議室の使用を、みやづ歴史の館の使用に変更する場合は、次の表に定める額とする。

歴史の館特別利用料金

平日の宮津市中央公民館大会議室の使用を歴史の館の使用に変更する場合

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
文化ホール		6,000円	2,000円	2,400円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰り上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の片面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。

4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(2) 冷暖房料金

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
	文化ホール	冷房料 20,000円	8,000円	8,000円
	暖房料	15,000円	6,000円	6,000円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含む。
- 2 使用時間の繰り上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の使用を、みやづ歴史の館の使用に変更する場合の利用料金は、次の表に定める額とする。

歴史の館特別利用料金

平日の宮津市中央公民館大会議室の使用を歴史の館の使用に変更する場合

使用時間		利用料金		
		全日	半日	夜間
使用区分		午前8時から 午後10時まで	午前8時から 正午まで又は 午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで
	冷暖房利用	4,200円	1,400円	1,600円

備考

- 1 文化ホールは、楽屋を含まない。
- 2 使用時間の繰り上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額)を徴収する。この場合、時間未満の端数は30分以上を切り上げ、30分未満を切り捨てる。
- 3 宮津市中央公民館大会議室の片面使用を歴史の館の使用に変更する場合は、この表に定める額の半額とする。
- 4 宮津市中央公民館の定期利用団体が使用する場合は、この表及び前項に定める額の10分の8とする。

(3) 付属設備利用料金

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台 設備	金屏風	1双	1,500円	
	グランドピアノ	1台	9,000円	調律別
	平台	一式	1,000円	
	演台	1台	500円	
	司会者用演台	1台	300円	
	花台	1台	100円	
	指揮者台	1台	300円	

	指揮者譜面台	1台	300円		
	奏者譜面台	1台	100円		
	映写スクリーン	一式	800円		
	地がすり	1枚	500円		
	毛せん	1枚	300円		
照明 設備	照明基本セット	1列	無料	ボーダーライト 1列	
	照明(A)セット	一式	1,500円	ボーダーライト 1列 シーリングライト 1列 フロントサイドライト 一式	
	照明(B)セット	一式	5,000円	照明(A)セット 一式 ロアホリゾンライト 1列 アッパーホリゾン 1列 ピンスポットライト 1台 サスペンションライト 1列	
	サスペンションライト	1灯	100円		
	ホリゾンライト	1列	1,000円	ロア又はアッパー	
	シーリングライト	1列	1,000円		
	フロントサイドライト	一式	1,000円	左右	
	ピンスポットライト	1台	700円		
	音響 設備	音響基本セット	一式	無料	ダイナミック型マイク 2本 (有線) マイクスタンド 2本 2チャンネル プロセニアムスピーカー サイドスピーカー
チャンネル		1チャンネル	1,000円	回線料(PC、ビデオ音声等出力含む。)	
マイク ホン		ダイナミック型	1本	500円	チャンネル料別
		コンデンサー型	1本	800円	
		ワイヤレス	1本	800円	
マイクスタンド		1本	100円		
レコーダー		カセットテープ	1台	1,500円	
		ミニディスク	1台	2,000円	
コンパクトディスクプレーヤー		1台	1,500円		
モニタースピーカー	各1台	1,000円		固定式又は可動式	
映像 設備	スクリーン	一式	800円	可動式	
	ビデオプロジェクター	1台	3,200円		
	オーバーヘッドカメラ	1台	1,500円		
	ビデオテープデッキ	1台	1,000円	DVDプレーヤー一体型	
持込器具	1kw	300円			

備考

- 1 利用料金の区分は、半日及び夜間(各4時間)をそれぞれ1回として計算する。
- 2 準備及びリハーサルについては、利用料の10分の6相当額とする。
- 3 照明用色フィルター、録音用テープ及びミニディスクの提供については、実費相当額を徴収する。

- 4 みやづ歴史の館文化ホールを練習に使用する場合の付属設備利用料金は、次の表に定める額とする。

付属設備練習利用料金

平日の創作活動等練習に使用する場合

区分	品名	単位	利用料金	備考
舞台設備	グランドピアノ	1台	1,800円	
	平台	一式	200円	
	奏者譜面台	1台	20円	
照明設備	照明基本セット	1列	無料	ポーターライト1列

備考 利用料金の区分は、半日及び夜間（各4時間）をそれぞれ1回として計算する。

- 5 宮津市中央公民館大会議室の使用をみやづ歴史の館文化ホールの使用に変更する場合のグランドピアノ、照明基本セット（ポーターライト1列）の利用料金は無料とする。

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第8号

重要文化財旧三上家住宅の利用料金を次のとおり承認したので、重要文化財旧三上家住宅条例施行規則（平成12年教委規則第11号）第5条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市教育委員会

委員長 上 羽 堅 一

1 利用料金

観覧

区分	個人		団体 (1人1回につき)
	1人1回につき	7回券	
一般	350円	2,100円	300円
小学生及び中学生	250円	1,500円	200円

備考

- 「一般」とは、学齢に達しない者、小学生及び中学生以外の者をいう。
- 「7回券」とは、発行日以後1年以内の間に、7回観覧できる券をいう。
- 団体とは、15人以上のものをいう。
- 学齢に達しないものについては、利用料金を徴収しない。

使用

区分	使用の単位	利用料金
オクザシキ	全日 (午前9時から午後5時まで)	2,400円
	半日 (午前9時から午後1時まで又は 午後1時から午後5時まで)	1,200円
茶室(水屋及び二畳)	全日 (午前9時から午後5時まで)	5,600円

を含む。)	半 日 (午前9時から午後1時まで又は 午後1時から午後5時まで)	2,800円
-------	---	--------

備考

- 1 使用時間の繰上げ、超過に1時間未満の端数が生じたときは、30分以上を1時間とし、30分未満は、これを切り捨てる。
- 2 上記の繰上げ、超過時間に対する利用料金は、使用区分を基に算出した1時間当たりの額を徴収する。

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第9号

宮津市民体育館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市民体育館条例施行規則（平成12年教委規則第8号）第6条第3項の規定により告示する。

平成21年3月31日

宮津市教育委員会

委員長 上 羽 堅 一

1 利用料金

(1) 体育館利用料金

使用区分		使用時間	利 用 料 金			
			午 前	午 後	夜 間	全 日
			午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
競技場	全面使用		3,600円	7,200円	9,000円	18,000円
	部分使用	競技場の2分の1を使用する場合	1,800円	3,600円	4,500円	9,000円
		競技場の4分の1を使用する場合	900円	1,800円	2,300円	4,500円
	剣道場		900円	1,800円	2,200円	4,500円
	柔道場		900円	1,800円	2,200円	4,500円
	多目的練習場		1,400円	2,300円	2,500円	5,600円
	トレーニング室(1人につき)		300円	300円	300円	
	会議室		600円	800円	1,000円	2,200円
	健康体力相談室		400円	600円	800円	1,600円

備考

- 1 入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、この表に定める額の3倍、営利、営業、宣伝等の目的で使用する場合は、この表に定める額の5倍とする。
- 2 定期利用団体に登録した団体が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。
- 3 使用時間の繰上、超過については、1時間につき利用料金1時間あたりの額（その額に円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額）を徴収する。この場合において、その時間数に1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。
- 4 トレーニング室の使用について、半年会員、回数券で使用する場合は、次の表に定める額とする。

トレーニング室会員等利用料金

区 分		利用料金	備 考
トレーニング室	半年会員	7,500円	申込日から半年
	回数券(11回)	3,000円	

(2) 体育館冷暖房装置利用料金表

使用場所及び区分		利用料金
会議室	冷 房 料	1時間につき 300円
	暖 房 料	1時間につき 300円

(3) 付属設備利用料金

区 分	単 位	利用料金	備 考
移動ステージ	一式 一日につき	20,000円	
バレーボール競技用具	1組 1日につき	200円	
バドミントン競技用具	1組 1日につき	200円	
テニス競技用具	1組 1日につき	200円	
バスケット競技用具	1組 1日につき	1,000円	
ハンドボール競技用具	1組 1日につき	200円	
卓球競技用具	1組 1日につき	200円	
放送設備	一式 1日につき	1,500円	ワイヤレスマイクロホンを含む。
展示用パネル	1枚 1日につき	100円	
コインロッカー	1回	50円	
電光器具	一式 1日につき	500円	

備考 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。(コインロッカーを除く。)

2 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

宮津市教育委員会告示第10号

宮津市中央公民館の利用料金を次のとおり承認したので、宮津市中央公民館使用条例施行規則(昭和43年教委規則第1号)第5条第3項の規定により告示する。

宮津市教育委員会
委員長 上 羽 堅 一

1 利用料金

(1) 中央公民館利用料金

使用時間 使用場所及び区分		利用料金		
		全日	半日	夜間
		午前8時から 午後10時まで	午前8時から午後1時まで又は 午後1時から午後5時まで	午後5時から 午後10時まで
大会議室	2分の1を使用する場合	3,000円	1,000円	1,200円
	前面を使用する場合	6,000円	2,000円	2,400円
小会議室		2,400円	800円	1,000円
談話室		1,300円	500円	600円
和室		2,100円	700円	800円
体験学習室		2,400円	800円	1,000円

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体が使用する場合は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合において、その時間数に1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

(2) 宮津分館利用料金

使用時間 使用区分		利用料金	
		全日	半日
		午前9時から 午後5時まで	午前9時から午後1時まで又は午後1時から 午後5時まで
宮津分館		2,000円	1,200円

備考

- 1 使用時間の繰上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合において、その時間数に1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。
- 2 2日以上連続して利用する場合に利用料金は、次の表に定める額とする。

宮津分館連続利用料金

使用時間 連続利用日		利用料金	
		全日	半日
		午前9時から 午後5時まで	午前9時から午後1時まで又は午後1時から 午後5時まで
2日目		1,900円	1,140円
3日目		1,800円	1,080円
4日目		1,700円	1,020円
5日目		1,600円	960円
6日目		1,500円	900円
7日目		1,400円	840円
8日目		1,300円	780円

9日目	1,200円	720円
10日目	1,100円	660円
11日目以降	1,000円	600円

備考 使用時間の繰上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合において、その時間数に1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

2 冷暖房装置利用料金

(1) 中央公民館冷暖房装置利用料金

使用時間			利用料金		
			全日	半日	夜間
使用区分及び場所			午前8時から午後10時まで	午前8時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
			大会議室	2分の1を使用する場合	冷房料
暖房料	2,100円	700円			800円
前面を使用する場合	冷房料	4,200円		1,400円	1,600円
	暖房料	4,200円		1,400円	1,600円
小会議室	冷房料	1,800円	600円	700円	
	暖房料	1,800円	600円	700円	
談話室	冷房料	900円	300円	400円	
	暖房料	900円	300円	400円	
和室	冷房料	1,600円	500円	600円	
	暖房料	1,600円	500円	600円	
体験学習室	冷房料	1,800円	600円	700円	
	暖房料	1,800円	600円	700円	

備考

- 1 定期利用団体に登録した団体が使用する場合の利用料金は、この表に定める額の10分の8とする。
- 2 使用時間の繰上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合において、その時間数に1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

(2) 宮津分館冷暖房装置利用料金

使用時間	利用料金	
	全日	半日
使用区分	午前9時から午後5時まで	午前9時から午後1時まで又は午後1時から午後5時まで
冷房料	1,600円	900円
暖房料	1,600円	900円

備考

- 1 使用時間の繰上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額を徴収する。この場合において、その時間数に1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30

分以上は1時間とする。

- 2 施設を宮津分館連続利用料金により使用する場合の冷暖房装置利用料金は、次の表に定める額とする。

宮津分館連続利用時の冷暖房装置利用料金

使用区分及び 使用時間 施設の 連続利用日数	冷房料		暖房料	
	全日	半日	全日	半日
	午前9時から 午後5時まで	午前9時から 午後1時まで 又は午後1時 から午後5時 まで	午前9時から 午後5時まで	午前9時から 午後1時まで 又は午後1時 から午後5時 まで
2日目	1,520円	855円	1,520円	855円
3日目	1,440円	810円	1,440円	810円
4日目	1,360円	765円	1,360円	765円
5日目	1,280円	720円	1,280円	720円
6日目	1,200円	675円	1,200円	675円
7日目	1,120円	630円	1,120円	630円
8日目	1,040円	585円	1,040円	585円
9日目	960円	540円	960円	540円
10日目	880円	495円	880円	495円
11日目以降	800円	450円	800円	450円

備考

- 1 料金は冷暖房装置の連続利用にかかわらず施設の連続利用日数に該当する料金とする。
- 2 使用時間の繰上げ、超過については、1時間につき利用料金1時間当たりの額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入した額）を徴収する。この場合において、その時間数に1時間未満の端数があるときは、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。

- 3 適用年月日

平成21年4月1日

* * *

《訓 令》

宮津市教育委員会教育長訓令甲第1号

庁中一般
各教育機関

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月24日

宮津市教育委員会

教育長 横山光彦

宮津市教育委員会事務局事務分掌規程（昭和60年教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（分掌事務）

第3条 総括室及び係の分掌事務は、次のとおりとする。

総括室

学校教育係

- (1) 教育委員会の会議に関する事。
- (2) 教育行政に関する相談に関する事。
- (3) 例規の制定及び改廃の総括に関する事。
- (4) ほう章及び表彰に関する事。
- (5) 府費負担教職員の任免、分限及び懲戒の内申に関する事。
- (6) 市費負担職員の人事、給与及び服務に関する事。
- (7) 市費負担職員の出張に関する事。
- (8) 予算及び決算並びに経理に関する事。
- (9) 教育財産の総括に関する事。
- (10) 教育施設の建築に関する事。
- (11) 学校教育施設の管理に関する事。
- (12) 学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。
- (13) 学校施設の使用料に関する事。
- (14) 学校教育指導に関する事。
- (15) 児童及び生徒の就学に関する事。
- (16) 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- (17) 府費負担教職員並びに児童及び生徒の保健、安全、厚生及び福利に関する事。
- (18) 学校給食に関する事。
- (19) 通学区域の設定及び変更に関する事。
- (20) 特別支援教育に関する事。
- (21) 幼稚園の就園及び使用料に関する事。
- (22) その他学校教育に関する事。
- (23) 公印の保管に関する事。
- (24) 文書の收受、発送、編さん及び保管に関する事。
- (25) 調査、広報及び統計に関する事。
- (26) 室の庶務に関する事。

社会教育係

- (1) 社会教育計画の策定に関する事。
- (2) 社会教育施設の管理運営及び使用料に関する事。
- (3) 生涯学習に関する事。
- (4) 人権教育に関する事。
- (5) 成人教育に関する事。
- (6) 青少年の健全育成に関する事。
- (7) 社会教育委員に関する事。
- (8) 社会教育関係団体の育成及び連絡調整に関する事。
- (9) スポーツ、レクリエーションの普及及び振興に関する事。
- (10) 社会体育施設の管理運営に関する事。
- (11) 体育指導委員に関する事。
- (12) 教育バスの使用に関する事。

文化振興係

- (1) 文化振興に関する事。
- (2) 市史に関する事。
- (3) 文化財保護に関する事。
- (4) 重要文化財旧三上家住宅の管理運営に関する事。

(5) みやづ歴史の館の管理運営に関すること。

(6) 国民文化祭の開催に関すること。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

* * *

宮津市教育委員会教育長訓令甲第2号

府 中 一 般

各教育機関

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年4月1日

宮津市教育委員会

教育長 横 山 光 彦

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程の一部を改正する改正する規程

宮津市立小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の服務に関する規程（平成2年教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

第8条中「証人」を「裁判員、証人」に改める。

別表2 特別休暇の取扱いの項の表(4)の項中

「

「

を

に改め、同表(15)の項中「学校保健法」を「学校保健安全法」に改める。

附 則

この規程中別表2 特別休暇の取扱いの項の表(15)の項の改正規程は平成21年4月1日から、第8条及び同表(4)の項の改正規定は平成21年5月21日から施行する。

選挙管理委員会

〈告 示〉

宮津市選挙管理委員会告示第3号

宮津市条例（市税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求に要する有権者総数の50分の1の数、宮津市の事務の施行に関する監査の請求に要する有権者総数の50分の1の数並びに合併協議会設置の請求に要する有権者総数の50分の1の数は、次のとおりである。

平成21年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

355人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第4号

宮津市議会の解散の請求に要する有権者総数の3分の1の数及び宮津市の議会委員、市長、副市長、選挙管理委員若しくは監査委員の解散の請求又は教育委員会の委員の解職の請求に要する有権者総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成21年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

5,901人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第5号

合併協議会設置協議について選挙人の投票に付することの請求に要する有権者総数の6分の1の数は、次のとおりである。

平成21年3月2日

宮津市選挙管理委員会
委員長 前尾 美智子

2,951人
* * *

宮津市選挙管理委員会告示第6号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による選挙権を有する者の2分の1の数は、837人である。

平成21年3月31日

宮津市選挙管理委員会

委員長 前尾 美智子

公平委員会

《規則》

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月31日

宮津市公平委員会

委員長 尾関 紀男

宮津市公平委員会規則第1号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年公平委規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「企画財政室 企画係長、予算係長」を 「企画環境室 企画係長
財務室 予算係長」に

改める。

附則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

農業委員会

《告示》

宮津市農業委員会告示第3号

宮津市農業委員会総会を次のとおり召集する。

平成21年3月4日

宮津市農業委員会

会長 森川 耕一郎

1 日時 平成21年3月11日（水） 午前9時30分

2 場所 宮津市役所 第5会議室

3 議題

議第6号 農地法第5条の許可申請に係る意見について

議第7号 農用地利用集積計画について